

---

令和6年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和6年3月4日 (月曜日)

---

議事日程 (2)

令和6年3月4日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 横田 和雄	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三榎賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

---

【 傍 聴 者 数 】 10名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。

7 番、公明党、松岡泉でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。今回ちょっと 3 件準備しておりますのでよろしくお願いいたします。

件名 1、被災者支援業務のDX化についてでございます。

まず初めに、能登半島地震で亡くなられた方の御冥福と、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げます。

令和 6 年元日に能登半島地震で、甚大な被害が発生しました。皆さんも御存じのとおりでございます。2 月 28 日現在で死亡者の方が 241 名、安否不明者の方が 9 名、避難者が現在 1 万 1,612 名、住宅被害としましては 7 万 4,797 棟、断水が今のところ 1 万 9,000 戸まだ残っているということでもあります。また停電もまだ 710 戸ぐらいあるということ非常に甚大な被害であることと思います。災害対応につきましては初動、応急、復旧・復興の段階へと対策が講じられていくわけですが、危機管理としましては被害の極限化を図ることにありますけれども、元の生活を取り戻すためには迅速な生活再建への取組が必要ではないかと考えます。今回も地震災害から多くの教訓が得られることと思いますけれども、この教訓を今後の災害対策にどのようにして生かしていけるかが重要な課題ではないかなと考えます。今回の一般質問では、この復興段階の中を生活再建事項について視点を置いて伺ってまいりたいと思います。

まず始めに、国は迅速な復旧・復興に役立てるためのクラウド型被災者支援システムを構築しております。しかし、地方自治体ではこのシステムの導入が一向に進んでいないというのが実態とお伺いしております。

要旨 1 ですが、この国のクラウド型被災者支援システムはどんなものか、具体的にどのようなものかについて、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

クラウド型被災者支援システムについてお答えいたします。被災者支援業務の迅速化・効率化については、行政手続の電子化や被災者支援のためのシステムの整備等が有効な手段の一つであるため、内閣府では自治体の被災者の支援に関するシステム整備促進を目的として、「クラウド型被災者支援システム」を構築し、令和4年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始しているシステムです。クラウド型支援システム導入の効果としては、住基情報をベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して、罹災証明書や被災者の生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請、自宅や遠隔地から罹災証明書等の申請、全国のコンビニ等での受領が可能となります。また、平時においては個別避難行動計画の作成機能も備えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように国が設けておりますクラウド型の被災者支援システムについては非常にですね、機能的にも十分備えておる状況にあるかなと思うんですけども、その点に関しまして利便性が非常に高いと思われるんですが、全国的にみますと非常にまだ導入も進んでないと、課題として何かあるんじゃないかと思うわけですけども、課題としてはどのようなことが考えられておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

課題としましては、導入経費的な面や導入後のランニングコスト、罹災証明書の発行はコンビニでできますが、罹災判定については人為的な判定を行い、システムに入力するため、その部分をどのようにしていくかが課題と考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

3点ぐらい大きなものが考えられるということでもあります。全国的にみても先ほど申しましたように、この導入が進まれていないということのようでもあります。県内についても昨年の9月の

データしか持ってないんですけど、その時点のデータでは、本システムを導入しているところはなかったようですけども、ただし、県内では同じようなシステムを自治体独自で開発するなり、また民間の業者が開発したものを導入しているところはあるように聞いております。そういった数はですね、市町村では29ありまして、今後、導入予定している自治体は46あるということです。少しずつこういった災害対応に関しての復興の自動システム、支援システムというのは構築しつつあるんじゃないかなと思います。

実は私は令和5年の第2回の定例会においても同じように、このシステムについてお伺いしました。その際私が提案させていただいたのは、阪神・淡路大震災のときの影響を受けました西宮市の職員さんが同じようなシステムを開発しておりまして、それを「その他の自治体にも広げていくことが可能です。」ということで、費用もほとんど要らないような状況で御案内しました。その際、答弁としては今後、調査研究するというものでありましたので今、状況的にはどうなのか、これについてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

令和5年第2回の定例会後、調査研究をしたところ、先ほども松岡議員が言われておりました民間事業者が罹災証明書発行システムだけでなく、職員の業務負担が大きい家屋調査支援を追加したシステムを開発しているということが分かりました。このことから、内閣府が開発したクラウド型の被災者支援システムだけでなく、民間業者が開発している各システムの優位性を確認するとともに、費用対効果や他自治体の動向を見ながら導入について検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

県議会のほうですけれども、先ほど言いましたように昨年の第3回の定例会において、県知事の答弁はこの業務のDX化っていうのはやっぱり有効である旨の答弁をされて、県としても検討されているように伺っております。県は最近開発された住家被害認定調査システムなどの導入を促しておりまして、この県内についてもそういった事例とか、そういうシステムがあることを紹介するというので、各自治体に向けて説明会が開催されていると聞いておるんですけども、町の職員の皆さんはこの説明を受けられたのか、また説明会には参加したのかどうかについてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

福岡県については統一したシステム構築は行わず、民間事業者等の開発したシステムに関する情報の提供を行うということでした。システムに関わる説明会につきましては、令和5年度は福岡県から2回開催通知があつております。1回目は5月の12日、15日に開催された内閣府及び地方公共団体情報システム機能（J-LIS）共同のクラウド型被災者支援システムの説明会が開催されました。2回目は本年2月21日に開催され、福岡県主催で民間事業者の被災者支援システムの説明会が開催され、3事業者からシステム説明を受けたところでございます。また、参加状況につきましては、福岡県に確認したところ22自治体が参加しているとのことでした。本町についても係長が説明会に出席をし、情報収集を行ったところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

県の説明会ですけれども、開催予定どおりされているみたいであります。それと町としてもその説明会に参加して今後どうするか分かりませんが、「取り組んでいく。」ということで参加していただいたので非常に前向きでいいんじゃないかと思えます。そういう中で県としては、今、先ほどありましたように答弁があつたんですけど、国のほうは、国の防災計画ですけれどもそれぞれの役目が示されていて、防災計画の中で事前の備えについての記載があります。そういう中で県としてはこのシステムの導入については説明会で各市町村に導入してもらいたいということですけども、県としてはそれを「しなさい。」ということは明示しておりません。ただし防災計画の中では、「各町としてもそういったシステムについて備えることが望ましい。」ということだろうと思うんですけど、県としてはその旗振りぐらいしかやってないというような状況かなと思うんです。それとそういう中で県は答弁の中で、「システムの導入については、補助金制度を設けない。」っていうか、「補助はしない。」っていう計画ですので、あくまでも国の補助内で何かを構築するとすれば考えなければならないというようになるかと思うんです。そうした場合、先ほどの懸案事項なんか課題としてはやはり導入費用ですね、ランニングコストも含めて非常にある程度心配されているところがあるので、そういったものが課題で導入されてないという点も考えられるんですけど、そういうことで、導入するとすればどの程度の経費が必要なのか、また国の補助金っていうのは考えられているのか、これについてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

定期的なところについて御説明いたします。地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始しているシステムを導入する場合について御説明いたします。

住民情報システムの改修費用等のシステムの構築費用として約600万円から1,600万円の費用が必要というところです。運用費としましては被災者支援システムの利用料、町ベースでいきますと年間18万円プラス、人口掛け10円という形で芦屋町では年間約31万5,000円の経費がかかります。あとシステム関連の運用保守費用が構築費の約10から20%、あとコンビニ交付運営負担金約35万円から70万円。コンビニ交付委託手数料として1通、117円などの費用が必要となります。財政措置としましては3つございます。

1つ目は、緊急防災減災事業債で、サーバー等の調達費などの初期費用で交付措置率としては70%、措置期間は令和7年度までです。2つ目は、郵便局などにおける証明書自動交付サービスの特別交付措置で、サーバー等の調達費などの初期費用（コンビニ交付に必要な住基データと被災者支援システムを連携するための改修費用等のみ措置対象）で、これも交付税措置率は70%で、措置期間は令和7年度までです。3つ目は、地域デジタル社会推進費、これは普通交付税でシステム利用料などの運用費用で事業期間は令和7年度までです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

費用としては年間で100万円ぐらいになるかなと思うんですけど、今のとおりで思うんです。ただ、今の中で時限措置になっていて、財政措置期限が令和7年度になっているのでのんびり構えていてもいいんですけど、構築そういった基本計画に基づいて備えを万全にするとすると、実際起こってないので私たちがどのぐらいそれに対応するのか、町長がどのようにお考えになるのか分かりませんが、やっぱり備えとしてはやってこなきゃいけないので、私はそういったシステムがあると「非常に助かるかな。」と思うわけですね。そういう視点からしますと、国からの時限措置が7年度で終わってしまうと「もったいないな。」と思うところがあるんです。これが数年後までずっと続いて、国として財政をみてくれるんだったらいいんですけど、7年度で区切っています。ある程度その辺りの踏ん切りを町としてもつけなくちゃいけないと思いますので、これはしっかりと踏まえた中で検討を早期にやっていただきたいなと思います。

要旨2に移ります。罹災証明の発行手続業務についてでございます。

今、復興再建をする能登半島のほうでも非常に問題になっておりますけれども、罹災者証明書

とは何かと、意義・必要性についてここでお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

罹災証明書は自然災害等により被災した住宅等について、その被害の程度を証明する書類でございます。町はその地域で発生した災害による被災者から申請があれば、遅滞なく被害状況を調査し、罹災証明書を発行します。発行の際には、災害との因果関係や被害状況について、職員が現地での調査を行った上で、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分で判定した証明書として発行します。罹災証明書は、被災者が様々な支援制度や民間の保険の適用を受ける際に必要となる書類です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

罹災証明書ですけども、被災者の方が今、生活再建を目指す中で第一歩となる貴重な証明書になるということだと思います。先ほどの被災者支援システムは被災者支援の台帳としてあるわけですけども、そうした場合この罹災証明書と台帳はどのような関係になりますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

罹災証明書を発行した人は、被災者台帳に登録するようになります。現在は、被災者支援システムを導入していないため、大規模災害が発生した場合は、当町ではエクセル等で被災者台帳を作成するということになるかと思っております。被災者支援システムでは、罹災証明書の登録発行と連動して被災者台帳が作成できるようになっていると聞いております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

罹災証明書ですけども、被災者の支援台帳の位置づけとしては、重要な位置付けにあるかなと思うんですね。この罹災証明書が発行されなければ、被災者の台帳を作ってもどのくらい被害が起きているか分からないので、それに対しての支援についての検討もできないような状況になるかなと、そういう点からすると、非常に役目的には重要なところにあるのではないかと思う



んです。この罹災証明書ができなければということですが、この罹災証明書を発行するための業務手続、流れはどのようなのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

一般的な作業の流れとしましては申請者から所定の様式で罹災証明の申請を受け付けた後、町は受付名簿に申請者の情報を記載します。本人確認書類や罹災をしたことが確認できる写真などがございます。また、写真を添付することによって、被害の判定をスムーズに行うことができます。写真の例としましては、建物の外観を4方向から撮影した写真、表札と建物が1枚で確認できる写真、室内の被害の状況が確認できる写真、その他罹災した箇所が分かる写真などがございます。その後、申請に基づき職員が現地にて建物被害認定調査を行います。調査については外観から判定できるものは職員が現地で確認し、判定をします。これが1次調査。外観で判定が難しい場合は、建物内部の調査を行い判定します。これが2次調査となります。被害判定後、被災者に罹災証明を発行をいたします。

なお、被災者が罹災証明の内容に不服がある場合には、交付を受けた日から原則6か月以内に2次調査、再調査依頼をすることができます。再調査等により、被害の程度が変更になった場合は以前に交付された証明書は効力を失い、改めて罹災証明書を発行するという形になります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

被災した職員さんも罹災証明書を発行するための調査等、非常に負担が大きくなった。まとめです、これができ上がらなければ支援の対応は決まらないというような状況になります。一般的にこの罹災証明書がないと、被災者の方は復興の自分の構想をつくることがない。今後どのように再建していくかということを決めなくちゃいけないのですが、結論は出ないですけど、できれば早ければ早いほどいいわけですが、罹災証明書の発行に必要な所要日数は大体どの程度になるのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

その所要日数となりますけれど、例えば台風等の被害による罹災証明書の発行であれば、大体3～4日ぐらいで罹災証明書の発行を町のほうではやっているというのが現状でございます。も

のすごく大きな被害になるとまた別なんでしょうけれど、しかし、大規模災害が発生し、実際に罹災証明書を発行した経験が現在ございませんので、発行までの所要日数については何日という形で申し上げることはちょっとできません。できるだけ早急に罹災証明書の発行を行っていきたいと考えております。また、先ほど御説明いたしました2月21日に行われた県主催の被災者支援システムの説明会において、罹災証明書の発行について迅速化する民間が開発したソリューションを導入している、大分県内のある自治体の導入例で御説明させていただきたいと思っております。

これにつきましては水害の被害判定に要した時間を比較しております。大体150件の申請について罹災証明書発行までの作業時間は約627時間から270時間と、357時間、約57%の削減効果があったと報告されております。これについては現地調査の削減よりも、むしろ調査前のスケジューリングや進行管理、調査後のデータ整理による大きな効果を上げているという形で聞いております。しかし、今回の能登半島地震では、石川県内の自治体では全て同じ民間が開発した、被災者支援システムが導入されているようでございますが、今なお全ての罹災証明書の発行までには至っていないとの報道がなされており、今回の地震では約1万9,000棟の住宅に被害が発生し、新潟市では石川県内に導入されているシステムが導入されておりますけれども、3月1日付のテレビ報道によると、約半分強ぐらいまでにしかちょっと行ってないという状況になります。以上のようなことから、災害の規模や状況によって、罹災証明書の発行は短期間で発行できる場合と長期間かかるという形になると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

非常に職員の皆さんに負担がかかるということで、時間を要すということだろうと思うんですね。そういった中で、要旨3に移りますけれども、被災者支援業務のDX化についてですけど、国会の審議でも担当大臣は、「罹災証明書、証明そのものができなければ国のシステムの活用はままならない。」という発言を行っております。罹災証明書発行手続の調査に時間を要していたのでは迅速な復興支援が行えません。そういう意味からすると被災者支援システムも罹災証明書がなくては意味をなさないというのが実態ではないかと思っております。従来やり方では限界があるということでもありますので、そういった中でこのシステムのDX化を図る必要があると思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

クラウド型被災者支援システムを導入することにより、災害発生時には避難所業務の効率化や迅速な被災者台帳の作成など、被災者の支援業務を効率化することが考えられます。また、罹災証明書、各種申請制度の電子申請の活用例としましては、マイナンバー取得の被災者の限定とはなりますが、罹災証明書のコンビニ交付など被災者の利便性の向上が図られます。

そのほかには、マイナポータルのぴったりサービスにて各種申請制度の電子申請が可能となります。例えば、被災者生活支援金、災害弔慰金、災害障害者見舞金、災害援護金などがございます。受付状況は、被災者支援システムに連携、システム上で申請の承認が可能となります。電子申請時にメールアドレスを登録しておけば、被災者への確認が完了した旨の通知を送付できるようにもなります。被災者台帳にて申請状況の確認、進捗管理が可能となります。罹災証明書交付のためには、限られた人数で速やかに現地調査及び確認が必要となります。被害判定状況に対応していくためには、現在、民間事業者が開発している「被害判定アプリ」や「被害調査統合システム」を導入し、デジタルを活用して判定が迅速にできるように進めていくことは必要であると考えます。また、システムとクラウド型被災者支援システムを連携することができるものを導入することにより、罹災証明書等の交付の迅速化や効率化を図ることができるのではないかと考えております。引き続きこの2つのシステムの調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この2つのシステムですね、1つはクラウド型被災者支援システム、もう1つは罹災証明書の発行を迅速化する住家被害認定調査システムがございます。これ、民間のほうでも開発しております、各ソリューションの会社が開発をやっておりますので、国からの支援を得るためには早く結論を出していただいて、今後取り組んでいただければと思います。国の防災計画にもうたわれておりますので、町としての備えを万全にしていきたいと思います。

それでは2件目に移りますが、2件目は町誌の作成についてでございます。

町を取り巻く社会情勢は大きく変貌しつつあります。少子高齢化による人口減少やコロナの感染症は町民の皆さんの生活を一変させました。また、町は文化や観光振興に関して大変革の時代を迎えております。町の歴史、文化を知る上での基本的な文献は町誌であると考えます。その意味で、町の大変革の時期にあたって、新たな町誌の作成が不可欠ではないかと考えます。

始めに、要旨1、町誌の現状と作成の必要性について、意義、重要性、効果についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

それではお答えいたします。

まず、町誌の意義について2点お答えいたします。

1点目は、長年にわたって大切に保存されてきた町の優れた文化遺産などを記録にとどめることによって、半永久的に保存すること。2点目は、町民をはじめとする読者が郷土に対する理解を深めるための重要な手段となることです。

次に町誌の重要性についてお答えします。町誌は、郷土の歴史、文化、民俗、風土などを記録する町の正史と言えるものです。町に暮らした人々が過去にどのように生きてきたか、そして未来に向けてどう生きていくかを考える基礎となる資料です。町誌は、町固有の歴史や文化を永続的に記録するという意味において、非常に重要性が高いものであると考えます。

次に町誌の効用についてお答えいたします。町誌は、地域住民が地域への理解と愛着を深め、シビックプライドの醸成及び地域文化の向上に寄与するものです。また、地域の歴史、文化、民俗など体系的に、網羅的に記述することで、将来のまちづくりや、教育、観光などに役立てることができるとともに、それらを後世に継承することができます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町誌はもう本当に重要な文献だろうと考えます。芦屋町は今までに作成した町誌について、記載内容と完成度をどう捉えているのか。また、新たに編さんするとした場合、時期はどのようなときがふさわしいと考えるのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

御質問にお答えいたします。

芦屋町誌はこれまで町制施行80周年を記念して、昭和47年3月に刊行されました。また、増補改訂芦屋町誌は、町制施行100周年を記念して、平成3年3月に刊行されています。記載内容は風土、歴史、民俗・文化、住民の過去の回想などの記録が網羅されており、文章も読みやすく配慮されています。完成度という言葉で判断することは難しいですが、当時としてはよくまとめられているのではないかと考えております。

一方で新たな町誌を作成することになれば、当時とは歴史の解釈も随分と変わってきているこ

とから、新たな解釈を取り入れた全体の修正や昭和・平成に関する記録の充実、芦屋釜に関する内容の書換えなどが必要であろうと考えております。

編さんの時期については、他自治体の例を見ますと、自治体施行の周年事業に向けた編さん、あるいは市町村合併などの機会に編さんする例が多いようです。芦屋町で編さんを行う場合は、町にとっても一大事業でございますので、周年事業などに合わせることも考慮すべきですが、編さんを担う職員の配置のタイミングなども総合的に判断して決定すべきと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

当時の町誌については適切にいいものが出来上がっているというお話でしたけども、歴史のほうも徐々に変わってきて、随分変わってきたんじゃないかと思うんですね。そういう意味からすると、町誌について新たな取組が必要じゃないかなと思うわけです。とりわけ、芦屋釜の事業ですけど、前回町誌ができたときの後にですね、芦屋釜の復興に関しての事業が行われておりますので、国の重要文化財が帰ってきたところでもあるんですが、やっぱり歴史的な流れも、事業を展開している意味からすると大きく変わったのではないかなと思います。そういう意味からすると、新たな取組が必要になってくるかと私は考えます。

そういうことでありますが、実は5年度に作成されました町の実施計画の中に、5年度にこの町誌の作成について検討するという記載があるんですけど、これについて実際行われて、検討はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

お答えいたします。

現段階では他自治体の情報などを集めている段階でございますので、町誌編さんの可否、具体的な時期や経費などについては未定の状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

結論はまだ出てないということはそういった状況で、未定の状況ということですので、はっきり、私としては作成していただければと思うわけです。それで要旨2に移りますけども、町誌作

成に当たっては、課題、今後の取組についてお伺いしてまいりたいと思うんですけど、町誌作成の方向性について、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

御質問にお答えいたします。

芦屋町における町誌編さんの方向性について現在実施計画にも計上し、検討を進めているところでございます。課題については、経費面と人員面でございます。一般的に5年から10年程度の期間を設定して、編さん委員会を立ち上げ、資料収集や調査・研究を行いながら執筆を進めます。実際に町誌を刊行するまでには多大な経費がかかることが見込まれます。また、学芸員などの専門スタッフが相当な業務の負担を負うことが見込まれますので、人員配置や役割分担も課題であると考えております。ただ、当課としては、新たな芦屋町誌は必要であると考えております。他自治体の事例なども調査・研究し、方向性を定めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ここで、「この町誌の作成を、私はしてもらいたい。」ということで要望を上げているわけですが、今、新郷課長のほうから、「必要だろう。」というお話があったんですけど、町としての見解をちょっとお伺いしたいと思うんですけど、副町長にお答えしていただければと思います。

○議長 内海 猛年君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

温故知新と言いますように、古きをたずねて新しきものを知ることがあります。担当課長も答弁いたしました。町誌は作成準備期間が必要ですが、作成する方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

また新しい町誌ができていけばいいなと思います。一般的に町誌もそういうふうで作成していただけるわけですが、なかなか私自身もそうでしたが、町誌を見る機会もほとんどございま

せん。一般的に町民の皆さんはこういった文献を見られるのは、特に何か注目するときがある程度あれば読んでいただけるかと思うんですけども、なかなか読まれないというのが町誌が持っている1面じゃないかなと思うんですが、ただし、新しい時代を迎えるにあたって、そういったものは町民の皆さんが気軽に見ていただけるような、また手に取っていただけるようなことが望ましいかと思うんですけども、そういう観点からして子供たちが使えるような概要版、それから、今はもうAIでもビデオ作成をしますプロモーションもあるんでしょうけど、動画の作成についてそういった町誌をそこに盛り込んでつくるのが可能かと思うのですが、この点を最後にお伺いしたいと思います。

**○議長 内海 猛年君**

芦屋釜・歴史文化課長。

**○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君**

お答えいたします。

町誌を刊行することになれば、分かりやすい概要版などの作成も必要であろうと考えております。当課としては、新たな芦屋町誌の刊行の有無にかかわらず、芦屋町の歴史・文化などについて町民の皆様にとって親しみやすく、学校教育にも活用できるようなものが必要であろうと考えております。また、「街歩き」などの地域の歴史・文化を活用した観光にも生かせるものにしたいと考えております。冊子や漫画、動画など様々な方法があり、情報収集を行っておりますので、随時、作成を進めていく所存でございます。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

方向性としては今後検討して作る方向でということですので、完成を目指してですね、期待しております。

件名3に移らせていただきます。

3件目は、認知症対策についてでございます。福岡県では認知症高齢者、平成30年で約20万人で令和7年に30万人を超えると予想しているそうです。認知症の行方不明者の届出ですけど、毎年大体500件ぐらい県内であるらしいんですけど、そういう中でありますので、町についてもその対策は十分やっていく必要があるかと思うんです。以前にも、一般質問でされたようなことがございました。そういう観点からすると、高齢者のこの認知症対策は十分やっっていかなければならないと思います。

それでは初めに、要旨1ですけれども認知症高齢者の状況について、その状況をお伺いいたしま

す。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

芦屋町の認知症高齢者の状況としまして、人数を集計したデータ等ありませんので、どれぐらいの方が認知症として診断されているのか、また、受診はできていないが認知症と思われる方がどれくらいいるのか、その数は分かりません。しかし、令和元年6月に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」によると、平成30年の認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれております。また、平成27年1月に国が策定しました「認知症施策推進総合戦略」いわゆる「新オレンジプラン」と言われるものですが、それによりますと、令和7年には高齢者の5人に1人が認知症高齢者と推計され、700万人になると見込まれております。

この国の推計を基に、芦屋町の平成30年の認知症患者数を算出しますと、約620人です。令和7年には、先ほどの数字を当てはめると850人に増加することが見込まれております。単純計算ではありますが、7年間で200人以上の認知症高齢者が増加することになります。また、認知症の相談件数の近年の状況としましては、年間25件前後となっております。そのうち、行方不明相談者として、令和3年度に1件、令和5年度に2件あっており、うち2件は福岡県のメール配信システム「防災メール・まもるくん」を利用して、福岡県内に「徘徊・行方不明者情報」の配信を行いました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

やはり徐々に増えつつあるということですので、令和7年になりますと5人に1人ぐらいという状況であります。

それでは要旨2に移りますけど、認知症支援の現状と課題についてお伺いしていきたいと思えます。初めに現状ですけど、主要な点3項目についてちょっとお伺いしてまいります。

1つはですね、認知症の理解を深める普及啓発の促進状況について、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君



認知症に対する正しい理解を普及するため、毎年、講演会または映画の上映会を開催しております。また、世界アルツハイマー月間である9月には、図書館に特設ブースを開設し、関係図書や町が作成した「認知症あんしんガイド」を配置しております。令和4年度には、全国的に著名な若年性認知症の当事者である丹野智文さんと町長とで対談を行っており、その内容を広報紙に折り込むことで認知症の普及啓発に取り組みました。また、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成にも取り組んでおります。今年度は、役場職員に対して認知症サポーター養成講座を実施しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

そういう理解を深める状況として、認知症サポーター講座等も開設しているということであり、もう1つですね、同じように理解を促進するための手法として「オレンジカフェ」を行っているかと思うんですけども、今回3月の21日だったですかね、計画がまた新たにされているみたいであります。この状況はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

オレンジカフェにつきまして、令和2年度までは「認知症介護者の集い」としまして、介護者を主体として年に4回開催しておりましたが、令和3年度からは、認知症本人も参加できる場所とするため、名称を「認知症カフェ」いわゆる「オレンジカフェ」として実施することとしました。令和3年度はコロナの影響で3回中止しましたが、令和4年度からちょっと4回から1回少なくしまして、年3回として再開しております。令和4年度は、気分転換にお出かけしてもらうことを狙いとして、芦屋釜の里やマリントラスあしやで開催いたしました。令和5年度は、地域の人にも参加していただきたいとの考えから、座談会のほかに音楽療法の先生を招いた音楽や歌を使った認知症予防の脳トレを行っております。

なお、町内のグループホームにも案内しまして参加していただいておりますため、施設の方たちはオレンジカフェを通して地域との関わりを持っていただき、地域の方たちはオレンジカフェに来ている認知症の人と関わることで、認知症を身近に感じている機会になっていると考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

いろいろ理解していただくための創意工夫が行われているかと思うんですけど、あともう1つは、支援策の1つとして見守りがございます。地域のほうにもそういったことでお願いを結構されているかと思うんですけども、地域の施設としては、なかなか見守りってとっても困難な状況にあるんですけども、これの見守りについての福岡県としては、企業さん等のやっぱりそういった協定の中で見守りを強化したいというような考えがあるみたいですけど、芦屋町のほうはいかがでしょうか、現状は。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

各戸訪問事業者における見守り活動につきましては、今、松岡議員が言われました福岡県が協力してもらえる企業の本部と包括協定を結んでおり、芦屋町においては県が協定を結んだ企業の各店舗と個別協定を結んで事業者による見守り活動を実施しております。「見守りネットふくおか」と呼ばれるこの事業は平成24年から開始されまして、少しずつ協定締結している企業が増えているところです。芦屋町におきましても、17の企業において見守り活動を行ってもらっています。コンビニ、郵便局、生命保険会社、電気、ガス、新聞社と連携しており、令和5年度は3件の報告がっております。報告には生命に関わるものもあり、大変重要な役割を担っております。現在も県が包括協定を企業と結んだ場合には、芦屋町にも連絡があります。芦屋町に店舗がある場合は個別の協定を結んでおりますので、引き続き県と連携しながら事業者の拡大に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

地域の皆様の見守りも重要かと思うんですけども、こういった包括協定の下で企業の皆さんにもやっぱり尽力していただいて、皆さんでそういった見守りをしっかり強化できればと思います。

支援策の3つ目の主要なものなんですけど、これは相談体制の強化なんですけど、施策の中でそういったことで相談体制を強化しようと。皆さん悩んでおられる方のお話を聞くと、結構どこに行ってもいいか分からないっていったことがございますので、この相談体制の強化については現在どのようなになったのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

相談体制を強化するため、相談を受ける職員の育成が重要であると考えております。福祉課に配置された保健師と社会福祉士には認知症地域支援推進員となるよう、研修を受講させております。現在保健師5名、社会福祉士1名が認知症地域支援推進員となっております。また、認知症地域支援推進員としての知識を深めるため、令和5年度は、福岡県や一般社団法人などが開催する研修会に計8回参加させていただいております。相談の実態としましては、民生委員などからの相談も増えております。本人宅を訪問したり、家族と連絡を取ったりするなど行っておるところでございます。また、コロナによる、休止しておりました老人憩の家の健康相談を再開しておりますが、対応している保健師が認知症地域支援推進員でもありますので、御近所の心配な方のことや夫または妻のことなど、認知症に関する悩みも受け付けております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

支援策は十分、今のように行われているように思います。そういうことでありますけれども、支援策を実行してきているわけですが、それにあたって、課題はどのようなことがございますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

課題につきましては、認知症講演会やオレンジカフェなど参加者が少ないこととなります。普及啓発に努めておりますが、十分とは言えません。認知症基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会の構築です。この目的を達成するためには、住民の方たちが認知症に関する正しい知識を深め、認知症の人に対する理解を深めてこそ、行政の施策と一体となって、なし得るものではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

課題としては、やはり理解が進んでない観点もあるということで、なかなか皆さん、行政側としては頑張って施策をやっていただいている中でありますが、なかなか理解が進まないという

のが実態の点ではないかなと思うんですが、そういった中であって、これの対策についてはいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

普及啓発としまして認知症講演会を実施しておりますが、まず、認知症について知るきっかけとなることを目的としまして、令和4年度と令和5年度は映画上映会として開催いたしました。認知症への理解を若いうちから深めてもらいたく、令和5年度の映画上映会の案内は、学校の協力を得まして、中学校と小学5年生、6年生に配付させていただいております。また認知症サポーター養成講座は出前講座のメニューとなっておりますが、活用されている件数が少ないのが実情です。地域の方が主体となって開催していただくのが理想でありますので、周知方法やターゲットの見直しなど進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

認知症を正しく理解するための普及啓発について、周知方法やターゲットの見直しを行っていくということでありました。そういった中でありますけども、全国的に見ればいろんな認知症対策を推進しているところがありまして、ちょっと目立ったところではですね、2件ほど紹介したいのですが、1件はですね、愛知県ですが「希望大使」というのを設けまして、2名らしいですね。県でなんですけど、本人が認知症の方ですね、自身が認知症で希望などを伝えていく役目で任命してもらっていると。そうなった中で多くの方に認知症に対する正しい理解の輪を広げようと愛知県ではしていると。活動内容的には認知症の普及啓発の協力や研修の協力、本人や家族への支援活動の協力、そういったものを任務として配置されているそうです。

もう1件はですね、東京の八王子市ですけど、ここは小学校のことですが、小学校で子供教育の体験型の教育をやっていて、駄菓子屋さんの売り子とそういった中で子供たちが駄菓子屋さんをやると。その際に、認知症のサポーター養成講座はもうコラボでやっているような状況で一緒に協力して、認知症の方のサポーター養成講座とタイアップして、駄菓子屋さんを小学校の子供たちとやっていると。そういったことで周囲の皆さんたちと理解の場を開けることができているような事例がございます。いろんな町としてもいろんな方法を今検討されているということで「取り組んで頑張っているよ。」ということをお伺いしたんですが、先進と言えるかどうか分かりませんが、対策としてちょっと変わったところがあったので、このような対策——、という

か検討するようなことはいかがですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

松岡議員、言われるとおりの認知症の理解の促進、大変重要でございます。今御紹介ありました認知症希望大使については町レベルでの設置は難しいとは思いますが、福岡県において認知症希望大使がもし任命されましたら、芦屋町のオレンジカフェへの参加など活用について検討していきたいと思っております。

またもう1点、体験型教育の御紹介もありましたが、そちらについて若いうちから認知症について学ぶことは、祖父母や親が高齢になったときの気づきや対応についても、大変意味のあるものだと思います。芦屋町でできるものはないか、教育委員会ともお話をしながら協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

参考事例がありましたように町ではちょっとですね、大使を任命してもなかなか見つからないかもしれませんが、県のほうに訴えていただくような形でしていただいて、そういった大使を必要ときには芦屋町に呼んでいただいて、先ほど町長も認知症の方と対談されたっていう話もあるので、そういうことも含めて大使を芦屋町にお呼びして、そういった理解の輪を広げるような形でいけばいいのかなと思います。やっぱり子供たちにはそういった認知症の方に対する理解の輪を広げれば、子供たちを囲む家族の皆さん、そういった方にも若い方へのやっぱり広がりが出てくる。そういうことで、認知症の皆さんに対する理解も広がるでしょうし、当該者についても安心した生活ができるかなと思います。

基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の構築であります。この目的に向かって、まず大切なことは認知症に対する正しい理解を深めることであると思います。町民の多くの方の理解が一層深まることを期待いたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は11時10分を予定しております。

午後10時58分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様、おはようございます。6番、本田です。一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

まずは今年発生をいたしました令和6年能登半島地震で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、自然災害には多様な災害があり、このたびの地震や雷、大雨、台風などなど、どの災害が発生しても大変な事態を巻き起こすこととなります。大雨、台風は事前に気象庁のほうからテレビ等を通じて情報が詳細に発信され、「いついつ、どこどこに、どのような台風が発生するようになっている。」あるいは「いついつ大雨が、何時から何時までどのくらい降り、降水量の予測」がされます。このように報道が事前に周知され、少しは備えることが可能となります。ところが地震にあっては突然、予測もなく発生することが多く、尊い命や家屋の倒壊等により日常生活が一瞬にして想像を超えた事態に見舞われることとなり、私たちは大自然の猛威にただただ、脅威を感じることであります。昨年は過去の大地震であります関東大震災の発生から100年を迎えました。この地震をきっかけに、9月1日が「防災の日」と定められることとなり、その後の家屋の基準に大きな影響を与え、家屋の耐震基準が1981年以前に建築をされた旧耐震基準と、1981年以降に建築をされました新耐震基準、そして2000年にも改正がされており、2000年以降に建築された家屋は耐震基準が現行基準と呼ばれております。このような基準の違いから、より新たな基準のほうが地震に対して強固なものとなっていきます。

芦屋町はこの対応する施策として、昨年の広報あしや9月号になりますが、耐震改修工事の記事が掲載されています。内容は、「町内にある木造住宅戸建てにおいて住宅の耐震改修工事を実施する場合には、芦屋町が工事代金の40%、または60万円のうち低い金額の補助をする。」といった記事になっています。私たちは何かの御縁によりこの芦屋町に住んでいます。芦屋町で生まれてその後の人生も芦屋町で過ごしている方や、生まれは芦屋町ではないけれども就職や結婚等々の御縁の中で芦屋町に住むことになった方など、住んでいる方々が今後も芦屋町に住んでよかったと思えるまちづくりは知恵を出し、継続してつくっていくことが大変重要なこととなりま

す。そこで今回は自然災害の少ない芦屋町ではありますが、それゆえに万が一地震をはじめとする災害が発生した際には、何をどうしたらいいのか、誰を頼ったらいいのか、どこに避難をしたらいいのか、避難準備には何をしたらいいのか、考えを及ぼすとたくさんの疑問や不安が湧いてきます。特に高齢者の方がお一人で生活をされている世帯も、年々増えている現状を鑑みて幾つか質問をさせていただきます。

まず件名1、芦屋町の防災計画及び防災対策について。

要旨1、芦屋町総合振興計画にある基本構想第5章の施策の大綱の中では、全ての住民の生活や財産を守るため、地域における防災活動の支援、意識醸成など自助・共助をはじめ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが掲げられております。以前一般質問でお聞きしている内容と重複する箇所があるかと思いますが、防災・減災の備えは日々継続していく必要があります、内容も変化が伴いますので、質問したその後どうなっているのかを含めて現状をお聞きします。

芦屋町の防災活動について、現在、コロナ禍は別として、年2回の防災訓練が実施されているかと思えます。このような訓練を行った体験や情報収集した資料等は、訓練実施後の感想などをはじめ評価や反省内容にはどのようなものがあるのか、また次回の訓練にはどのように活用したのかをお聞きいたします。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

年2回の防災訓練の評価、反省内容につきましては、訓練後参加者のアンケート及び担当者の所見等をまとめ訓練結果報告書を作成し、次回の訓練への反映を図っています。内容としては、多くの方が訓練の必要性を認めておりますが、令和2年は避難所に行くだけでは意味がないとの意見があったことから、令和3年は防災のクイズを実施いたしました。また、訓練を通じ、高齢者等への共助力の向上を図る必要があると判断し、令和4年から5年にかけて各自治区で避難行動要支援者名簿に記載されている高齢者等要配慮者の安否確認の手順について検討するという訓練を行い、災害時の組織的な連絡体制の構築を図りました。

昨年11月のアンケートでは「組織的な連絡体制の充実が図れた。」という自治区もありますが、連絡体制の構築に至っていない自治区や「同じ訓練ばかりでは良くない。」との意見をいただきました。また、「訓練は年1回にしてほしい。」というような様々な意見もありました。このような意見を踏まえて、今後も都度、評価反省し、防災力の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

訓練を重ねることは、災害発生時に平常時に行った訓練がどのように役立つのかを考えてみました。こちらでも昨年の広報あしや9月号に掲載されている記事なのですが、「緊急地震速報を見聞きしたり、地震の揺れを感じたりしたら身の安全確保のために注意すること」が記載をされております。その中に重要なポイントが記載されており、避難中の注意事項として、「おさない」、「はしらない」、「しゃべらない」、「もどらない」の避難時の基本があり、「小学校などの避難の基本ですが、大人になっても守りたい事項です。」と書かれてあります。特に「もどらない」は、安全な場所に避難したのに、家族、親類やペットのために戻りたいと思う人がいるけれども、津波警報が解除されるまでは危険な場所に戻ってはいけないこと、家族の安否確認は安全な場所から行うことが掲載されております。このような「小学校での避難の基本であり、大人になっても守りたい事項」とある項目の1つである、「しゃべらない」が自分自身の中で身につけているのかなと思ったところであります。

このような訓練で実施した行動や知識等は繰り返し、繰り返し、反復練習することが重要であり、特に訓練に参加している方は住民の一部であります。このような状況を考えて、訓練実施の評価や反省がどのように情報として活用され、訓練効果が半減しないためにも共通の有効な情報策とならなければならないと思っております。そこでこのような情報を扱っている芦屋町では、現在の訓練に対して「見える化」がどのように図られているのか、一部の人や一部の部署の情報となっていないのか、訓練実施後の情報の扱いについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練結果報告につきましては、課内及び町長への報告を行っております。また、訓練参加者のアンケート結果及び町の考え方については、区長会にも報告を行っており、訓練、報告結果の情報共有を図り、次回の訓練計画に反映するようにしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

区長会への報告は重要かと思えます。しかしながら住民の中には自治会の未加入の方もおられますので、今後の周知は自治会組織の要でもあります区長会を中心としながらも、未加入世帯への対応も御考慮いただければと思えます。



このたびの令和6年能登半島地震では津波の発生がありました。海岸部がある芦屋町としては、過去にも津波訓練は実施をされておりますが、今後の訓練内容には家屋の倒壊や家具の転倒等だけがをして家から出ることができず、津波による命を失うリスクが大きくなることや、道路の損傷で車での移動ができない場合を考慮していく必要があるかと思えます。そのようなことから、避難訓練を海岸部の自治区は重点的に、防災訓練を実施することが必要と考えていますが、お考えをお聞きします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

年2回の訓練には、6月の出水期に合わせて大雨洪水避難訓練、これは毎年のように九州北部でも大きな被害が発生しており、遠賀川、西川、汐入川の流れる芦屋町において大切な訓練であると捉えております。11月の地震津波避難訓練は、地震大国と言われる我が国において欠かすことのできない訓練であり、自治区、小中学校、芦屋基地と連動し訓練を行っております。特に11月は大きな訓練となるため、統一したシナリオで動かなければ全体の統制がとれず、また防災担当職員も限られているため、このときに一部の自治区に重点を置いた訓練は難しい面がございます。質問のように海岸部の自治区に重点的な防災訓練を実施することは非常に有意義だと思いますので、年2回の訓練とは別に海岸部の自治区の希望があれば対応していきたいと思えます。ただし、参加する自治区は訓練が多くなり、休みの日に参加ということになることから、自治区が主体的に訓練を実施し、役場職員が支援を行うことが望ましいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自治区が主体となって訓練を実施することについては、役場職員が支援をされる形が望ましいとのことなんですが、今後どのような取組内容が望ましい支援策になっていくのか、自治区と役場職員と同じ方向を向きながら考え、実践していける場が広がっていくことを期待しながら、次に移ります。

この質問も支援の一つの形になるかと思えます。今後自治体では、倒壊の可能性が高くなる旧耐震基準の家屋の把握が必要なことではないでしょうか。家の中にいて揺れによって家具等の転倒があり、自力で脱出することが難しい場面も想定をされます。このような事態を少しでも回避するために、家具等転倒防止のグッズの購入の補助や独居暮らしの高齢者宅については、転倒防止グッズ設置に対して、一定の人的に応援する地域の援助力が重要ではないかと考えていますが

そのことについてのお考えをお聞きします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

令和3年3月に策定した「第2期芦屋町耐震改修促進計画」の中に、住宅の耐震化の状況を町内の「木造戸建て住宅」及び「共同住宅等」の耐震化率を推計しております。令和2年1月1日時点では、木造の戸建て住宅は69.8%、共同住宅等は92.2%で計71.2%が耐震化されている状態となります。耐震化がされていない木造住宅については、環境住宅課の「木造戸建て住宅耐震改修補助事業」を活用していただきたいと考えております。本田議員も冒頭に言われましたこの補助率については、40%か60万円以下の低いほうが対象になるという形で補助制度を構築しております。また、昨年11月の避難訓練は強風のため住民の訓練は中止となりましたが、事前の区長配付資料に地震発生時の家具の転倒によるけが人の占める割合3割から5割や家具の固定、寝る場所の考慮など地震への備えについて周知を図っております。転倒防止グッズ等につきましては費用的にも高価なものではないため、各世帯での設置を促していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

そうですね、今おっしゃられました、周知されることがまず大事なことだとは思いますが、しかし、日常生活を行っていく上で何かの買物をするようなときに、防災グッズの家具転倒グッズを購入し、設置をしなければと思う人は多くはないのかなと思っております。つい目の前にすべきたくさんの方が、ついつい後回しになっていく現状があるのではないのでしょうか。今後もし引き続き周知活動されていく中では周知の内容を、家具転倒グッズの使い方や必要性等も紹介していただき、各世帯での購入設置を促し、購入されたならば特に高齢者世帯には人的な応援について御支援を御検討いただき、「家具転倒対策をやっておけばよかった。」ではなくて、「家具転倒対策をやっておいてよかった。」となるような施策につながるようにお考えいただきたいと思っております。

次に、現在の避難場所であります公民館等の避難所や設置箇所には、地域によっては1次避難所や1.5次避難所及び2次避難所と災害に応じて生活環境を確保する避難所があるかと思っております。このような避難所について平素は住民に対してはどのような周知をされ、また災害時にはどのように周知をしていく予定なのかをお聞きします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

令和4年度に戸別配布いたしました「芦屋町総合防災マップ」に一時的に避難生活を行う施設として、指定避難所を2施設、一時的に安全を確保する施設として指定緊急避難場所を35施設、指定避難所等では避難生活を続けることが困難な方のために開設する施設として福祉避難所3施設を掲載しております。

芦屋町では総合体育館及び中央公民館が指定避難所、いわゆる1次避難所となります。今回、1.5次避難所、2次避難所という形は能登半島地震等で報道されたところで避難所の1.5次避難所及び2次避難所という形で出ているようでございますけれど、そういう指定は芦屋町では指定を行っておりません。大規模な地震が発生し、多数の被災者が発生した場合には特に高齢者など配慮が必要な人たちを対象に、一時的な受入れ先となる1.5次を避難所と自宅の復旧や、仮設の住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、被災地の避難所等から被災地外の一時的な避難施設やホテル、旅館等の2次避難所への被災者の移動については、福岡県と協議を行いながら安全な場所に避難できる施設を設定されるものと考えております。災害時における1次避難所、1.5次避難所の被災者については避難される施設等の中で周知をしていくように考えているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

何かあったときには平素の周知活動も必要なことだと思いますが、平素から併せて「見える化」というものも重要なことではないかと思っております。そこで平常時から住民の方への避難所としてのお知らせ的な意味合いも含めて、各避難所の保有する非常食や避難用品種類と数量について、避難所に保管状況の内容や数量を掲載することによって住民の方への見える化が図られ、周知としては有効と考えておりますが、いかがお考えかお聞きします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難所を運営する職員には、備蓄食料や避難用品等の場所については周知を図っていきたいと考えております。ただし、町民に対して平素から備蓄食料等の場所について周知を行うことは避けるべきではないかと考えております。避難所で一部の被災者が備蓄食料等を勝手に分配される

可能性も考えられるためでございます。そのため、備蓄食料や避難用品等を職員が把握し、被災者に公平に分配していかなければならないと考えております。町全体としては1,000人分の3日間の備蓄を行っていることについては周知を図っていきたいと考えております。町民の方についても最低3日分の食料等をローリングストックで、備蓄していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

避難所には1次避難所や1.5次避難所及び2次避難所と、災害に応じて生活環境を確保する避難所があるかと思いますが、このような避難所について住民に周知するほか、併せて1.5次避難所や2次避難所への避難も平素から訓練を実施すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

2次避難所は災害規模に応じて県が調整をし、開設されるため平常時においては特段、周知は行っておりません。災害時における1.5次避難所や2次避難所の周知は戸別受信機等により、現に避難生活を余儀なくされている方に、これは災害で住居に住めない状況にある住民なので確実に伝達することが大切だと思っております。1.5次避難所や2次避難所への避難訓練については、車両で移動、受付があると思いますが、限られた避難訓練の時間内で行うべきメリットはあまりないと考えております。町が開設する指定避難所に安全に避難していただくことが1番大事でありますので、まずは、避難行動を求める訓練を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

平常時の訓練のときに火や水が使える状況下で火や水を使わずに飲食をすることや、排せつの関係では災害発生時にはトイレは使用できない可能性が大いにあると考えております。そのような状況下で飲食はどのようにするのか、排せつ物はどのように避難所で処理するのかの訓練を行い、どのくらい的人数でどのような状況になるのかのシミュレーションを行うことや、その他防災グッズの展示・使用方法の説明や体験等、一步踏み込んだ訓練が必要かと思っておりますが、どのようにお考えかお聞きします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

備蓄食料についても、なるべく水を使用しないで食べられる主食や副食を購入していきたいと考えております。また、福岡県で災害発生時のトイレ使用等のシミュレーションがございますので、それを参考にどれくらいのマンホールトイレや簡易トイレ等が必要なのか検討し、購入し対応していきたいと考えております。排せつに関しては、訓練時に総合体育館にマンホールトイレと簡易トイレの設置及び展示を行って町民に周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の2に移ります。次に、地域や関係機関との連携についてお聞きします。

芦屋町が3年かけて養成をしました防災士について、昨年2023年12月末の防災士の登録人数と小学校区の内訳として人数はどのようになっているのか、また今後養成していく人数を増やすことは考えていないのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

令和4年12月末の防災士の登録人数と小学校区の内訳は、登録人数は23名で町外職員3名を含みます。町内の防災士取得者はそれで20名です。芦屋小学校区は3名、芦屋東小学校区は7名、山鹿小学校区は10名、これにつきましては職員3名を含んでおります。防災士の養成につきましては、今後も要請を続けていきたいと考えております。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、御答弁いただきました内容から芦屋側と山鹿側で同数の防災士が誕生しており、遠賀川を挟んで人数の上で両方の地域の防災士の配置のバランスがとれていることが分かりました。次に芦屋町で防災士の活動については、令和6年度は全防災士がそろっての活動のスタートになるかと思っております。今後の活動に関してどのような計画があるのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

活動としては防災士に対し、引き続き町の防災訓練の支援・参加を依頼するほか、防災士として地域の各種活動に参加し、住民の防災意識の向上に寄与していただきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

防災士の活動については通年、年間を通して定期的に会議・研修を行い、活動の評価や反省を行っていくことが重要だと考えておりますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

昨年5月には初めてとなる防災士の勉強会を行っております。今後も継続して行っていききたいと思います。

なお、防災士としての活動の評価反省は、仮称の「防災士の会」等が形成されてからではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

仮の名前として「芦屋町防災士の会」のような会を設立しまして、連携や活動を支援していくことが今後の防災・減災対策を実施していく上で重要になるかと思っております。少し芦屋町のほうから活動に関して背中を押していただくようなきっかけがあれば、活動に関してスムーズなスタートができるのではないかと考えておりますが、お考えをお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町が主催する勉強会を通じ、防災士の皆さんが団体として町の防災力向上に寄与することが望ましいとの機運が高まり、防災士の自発的な発案で防災士の会を発足することが大切ではないかと考えております。設立後は町でできる支援を行いたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

防災士は平常時の活動や訓練なしには災害発生時にはスムーズな行動がとれないと思います。また、既存のほかの会との連携も重要なこととなってくると考えております。特に自治区や芦屋町女性防火・防災クラブや消防団等の団体と平素から顔を合わせる機会があることで、様々な対策がスムーズになるかと思いますが、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平常時の活動により、地域との顔が見える関係を築くことが重要だと思います。組長会議や寄り合い等の機会を捉えた活動で、防災意識の向上を図っていただきたいと思います。顔が見える関係が発災後の行動をスムーズにする面があると思います。現在、町としては防災訓練への参加を防災士に依頼し、参加の際は自治区区長と連携をしてもらっております。また、消防団等も防災訓練に参加しており、このような機会を継続していきたいと思っておりますし、そういう中で会話が取れば、連携が取れていくのではないかと思いますし、消防団の方々も防災士をとっている方もいらっしゃいますので、そこで連携が取れるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ここ最近、近年ですね、近年は、御近所のお付き合いが希薄化している傾向が見られます。芦屋町の令和5年3月の「芦屋町コミュニティ活動状況調査結果報告書」の中から、地域についての年度を比較した過年度比較項目があります。その内容は「御近所の方とは用事を頼めるほど親しいですか。」の質問項目になりますが、その中で親しいと答えた方が、平成21年は15.7%であったものが、令和4年には10.5%と低下傾向にあります。そのような中にあっても万が一に災害が発生したならば、御近所の力が大きく必要とされることが近年の災害では明らかになっています。その理由としましては災害発生時には多くの方が助けを求めてられており、消防や警察、自衛隊などの公的な救助の手は不足することが挙げられております。阪神・淡路大震災では、けがをした人のおおよそ6割が友人や隣近所の人に救出されたと答えています。何よりも連携し、できる限りみんなで助け合うことが重要であり、御近所力のアップは必要なこととなります。

そこで要旨の3に移ります。自助・共助の促進についてお聞きします。

過去の災害から御近所の助け合いが重要になるということが示されておりますが、芦屋町の自

主防災組織の現状について、組織数及び活動についてお聞きいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現在、自主防災組織として届出があるのは26区で規約の提出をいただいております。そのうち、令和4年度に船頭町区で規約の改正がなされております。活動については、町の年2回の防災訓練に参加をしていただいております。また、4つの自治区で自主防災組織が組織できていません。そのため、該当する自治区と協議を行い、引き続き自主防災組織の必要性や重要性を訴えていき、組織形成を促していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ぜひ組織形成に向けて御支援をお願いしたいと思います。そのような自主防災組織であります。災害発生時に自治区において、障害をお持ちの方や高齢者の方の人数把握や自宅からどのくらいの時間で避難場所や避難所に到達できるのか、各自治区で十分に把握する必要があると思うのですが、どのようになっているのかを、共助体制についてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

この2年間、町の避難訓練において安否確認訓練を行っていただきましたが、避難行動要支援者数は名簿により自治区で把握できていますが、名簿への記載を望まれない方や自治区未加入の方の把握は非常に難しいと思います。共助体制としましては、自治区の自主防災組織を中心に活動されると思いますので、今後の避難訓練においても自主防災組織の活動を求める訓練を取り入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自治区に未加入であったり、個人情報についての取扱い方法であったりと課題は様々あるかと思いますが、避難所への経路や人数の情報は訓練が増えることによって、日常的なものとなって頭で覚えることだけではなくてともに体が覚えていくことになるかと思っております。そこで現時点で



は避難経路はどこが把握をされているのか。また人数の把握はできているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難経路や人数の把握は自治区が主体となり行うことだと思いますが、避難経路を定めている場合は実際に歩き、確認することが大切であり、防災の観点が必要であれば防災士の参加を依頼するなどがあるかと思えます。基本的には災害の状況にもよりますが、主要幹線道路を通って避難所に避難をしていただきたいと考えております。実災害時の人数の把握については、避難所において登録票等により随時把握し、本部と共有しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自治区の共助について、自治区の加入率の低下が非常に気になるところです。この加入率についても、芦屋町の令和5年の芦屋町コミュニティ活動状況調査結果報告書の中では、加入率が69.1%であります。小学校区別での加入率はどの校区も同じようなものでした。けれども、少し気になった項目が年齢別の加入率でありました。60歳代と20歳代以下での加入率がやや低めとなっております。この報告書の集約がされた後の最新の自治区加入率は何%から何%まで、平均的にはどのくらいの加入率になっているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

直近の自治区の加入率につきましてお答えいたします。令和5年4月1日現在の自治区の加入率でございますが、26.8%から100%までで、平均は52.3%となっております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました加入率は、令和5年3月の芦屋町コミュニティ活動状況調査結果報告書に記載された加入率からさらに低下をしておりまして、防災・減災の観点から「大丈夫かな。」と、不安感が出てくる加入率ではないかと思っております。先ほど総務課長のほうから、「高齢者の人数

把握等は自治区未加入者などの方は非常に難しいと思います。」と御答弁をいただきました。ここ数年間のコロナ禍による活動の中で様々な変化があったかと思いますが、コロナ禍前後での自治区の加入率の増減はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

コロナ禍前や後での自治区の加入率につきましてお答えいたします。コロナ禍前の平成31年4月1日現在の加入率は平均で56.4%。その後、令和2年4月1日現在で55.8%、令和3年4月1日現在で54.0%、令和4年4月1日現在で53.8%となっております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、御答弁いただきました内容から、一昨年令和4年の自治区加入率が53.8%であることがあり、先ほどお聞きした令和5年4月現在の加入率が52.3%ということで、ほぼ半数の世帯が未加入となっている現状であります。その後の月日が経過していますので、令和6年現在の現状はどのようになっているのかなと思うところでありますが、なかなか、お互いが助け合う、支え合うことが難しいことが見えてきます。

次に、次の要旨2に移ります。いつ発生するかもしれない災害を想定しつつ、平素の心構えを持つことの重要性や自分1人では対応できない事案については、御近所や他団体との平素からの情報を共有し、つながることが重要になるかと思えます。そこで、災害発生時に慌てない平素の心構えやつながりについてお尋ねをいたします。

災害はいつかは発生するとの危機感から、平素から住民と共有する施策が重要と考えておりますが、現在の意識の醸成活動はどのようなものがあり、どのように周知をされているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

出前講座により、町や自治区の災害と防災について話を行っており、今年度は三軒屋サロンと山鹿小学校4年生に対して実施をしております。芦屋町特性から6月は大雨洪水避難訓練を、11月は地震津波避難訓練を行い、毎年6月と9月の広報あしやにおいて、大雨や地震に関する啓発記事を掲載して周知を図っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

日本の総人口そのものが減少していく中で、将来的に想定される少子化の中では、自治体職員の数も減少していくことが予測をされております。そのような中では公助の力と併せて重要となるのが御近所のつながりになるかと思えます。防災・減災の観点から、自治区加入は重要なことであると思えます。また、未加入者に関しては、対策をどのようにされているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自治区の加入が必要なことであると思うものの強制ではないため、加入等について本人の意思によるところが大きいと思えます。防災・減災の観点からは発災時において、御近所の方や自主防災組織が積極的に声をかけ、安否確認を行い、誰一人取り残さない体制や人間関係が大切ではないかと思えます。そのために、平素から御近所での挨拶や会話、地域でお年寄りや要介護の方などを見守る感覚や雰囲気などが大切であると思えますし、訓練の際にはそういうところも、「御近所付き合いを平素からしてくださいね。」ということを知りたいと思えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

一朝一夕では自治区加入率の向上は課題が多く難問題だと感じておりますが、放置はできないことだとももちろん思っております。今後の自治区の在り方について協議する団体や場所が必要と感じておりますが、この問題を町はどのように感じ、対応策を講じているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

今後の自治区の在り方について、町はどのように感じ、対応策を講じているのかにつきましてお答えいたします。

自主防災組織を含む地域コミュニティの核となるのは自治区が担っております。その自治区

におかれましては、加入率の低下や役員の成り手、担い手不足が長年の懸案事項となっております。そのため、町といたしましては自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議の活用と共に効果的な施策を検討・実施し、自治区活動を支援いたします。また、自治区への財政的な支援として、自治区活性化事業交付金の交付及び人的支援として、自治区担当職員制度による自治区活動への参加を継続して実施してまいります。このように、引き続き自治区活動を支援していくことで共助を促進し、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

様々な防犯施策等をお聞きいたしました。災害は発生がなく防災で準備した施策を使うことではないことを願いつつも備えておくことが重要かと思っております。自治体と住民の交流がどのイベントなのか、どの団体なのか、いつの時期なのか等々含めて、どの項目も重要と考えております。町の様々なイベント等に今後、防災コーナーを関連団体と連携をして展示し、つながりを設けていくことはできないのかについてお尋ねをいたします。

**○議長 内海 猛年君**

総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

住民への防災意識の高揚は随時行うことが必要と考えております。また、町のイベントにもニーズがあれば参加を検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

今回の質問は、災害の中でも主に地震を主体とした内容についてお尋ねをしましたが、芦屋町では海に面している地区と遠賀川に面している地区があることから、河川の水害対策も重要なこととなります。質問の冒頭で述べさせていただきましたが、大雨による災害は毎年どこかの地域で線状降水帯が停滞し、過去に例のない量の雨が降り続けた報道が流れております。

皆さんも「災害は忘れた頃にやってくる。」という言葉を目にしたことがあるかと思えます。古い話になりますが、昭和28年6月の28日には、自然災害が少ないと思っております北九州近郊に北九州大水害が発生をいたしました。この芦屋町でも西川にかかっている西祇園橋が流されており

ます。このように自然が猛威を振るう中でも事前に情報が様々な方法で取得できる現在は、減災や予防といった災害の被害を幾ばかりか少なくすることや、発生したときには、寄り添い困らない地域づくりが重要になります。現代は民間による様々なサービスが提供され、人とつながらない状況でも困らないことがあるかもしれません。

今後も自主防災組織活動の充実に向けて各種組織の平常時のつながりや、住民の心構えが現時点では十分に醸成されていないと思います。

最後に、今年の3月に発行されました芦屋町コミュニティ活動状況調査結果報告書の中に、防災について尋ねた項目がありますのでここで御紹介をします。

皆様、内容については御承知のことかと思いますが、質問項目が「地震や洪水に備えてどのようなことが必要でありますか。」と町民の方に行った質問項目です。避難場所の確認が63.8%で最も高く、次に防災用品の準備が64.2%、日頃からの御近所の付き合いが39.1%という順番になっております。年度比較した過年度比較においては、防災用品の準備の項目のみが上昇傾向にあると報告をされております。しかし、今回の元日に発生をしました令和6年能登半島地震により、今まで以上に住民の防災に対する関心は高まっております。災害予防や災害減災について芦屋町の防災対策の今後の向上に期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○議長 内海 猛年君**

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。なお、13時15分から再開します。

午前11時57分休憩

.....  
午後1時15分再開

**○議長 内海 猛年君**

再開します。

次に5番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

5番、萩原です。通告に従って質問してまいります。

件名1、上下水道施設の災害対策について。

2024年1月1日、能登半島で大規模地震が発生し、2か月が過ぎました。3月1日の新聞等の報道によると、令和6年能登半島地震では、水道管が広範囲で壊れ、道路が寸断されて復旧工事に制約があったことなどから、今もなお約1万9,000戸で断水が続き、避難所生活は長期化しているとのことでした。このことから、今回は大規模災害における芦屋町の上下水道施設の災害対策について、お尋ねしてまいりたいと思います。町は発災時において下水道機能を早期

復旧、維持させるために必要な手順をまとめた下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を策定しております。今回はこの計画を基に質問してまいります。

要旨1、上下水道施設の耐震化について。

まずは水道の仕組みについて、私から簡単に説明させていただきます。水道は上水道と下水道に分かれ、上水道とは蛇口から出てくる水の通り道とその途中にある施設のことで、芦屋町の上水道事業は北九州市が行っています。そのため、今回の上水道の質問については、北九州市にお尋ねいただき、町から御答弁いただく形になろうかと思えます。次に、下水道とは使い終わった水や雨水、汚水の通り道とその途中にある施設のことで、下水道事業は芦屋町が行っております。

まずは上水道施設の耐震化について、基幹的水道管、浄水施設、配水池のこの3点の耐震化についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

都市整備課がお答えします。

水道事業につきましては、平成19年10月に北九州市と事業統合をしているところでございます。北九州市では、令和3年度から5年間の「北九州市上下水道事業中期経営計画2025」を策定し、令和7年度末における耐震適合率の指標を設定しております。耐震適合率についてですが、導水管や送水管など基幹管路に位置づけられる水道管のうち、震度6強程度の大規模地震に耐えられる割合を示すものでございます。耐震適合率の指標を設定しておられるんですが、浄水場で59.2%まで引上げていこう、配水地で60.1%、基幹管路においては51.6%に引上げていこうとされるものです。基幹管路と申しますのは、導水管や送水管それから配水本管を表すものでございます。導水管といいますのは、原水を浄水場まで送るための管、送水管と申しますのは、浄水場から配水地へ運ぶための管、配水本管と申しますのは、配水地から各家庭に水を運び込むための管、これらをまとめて基幹管路と申しますが、芦屋町内の水道施設につきましても、この計画の中で耐震化が進められておるところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

では次に、下水道施設の耐震化について、基幹的下水道管、そして浄水施設の2点の耐震化についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

続きまして下水道施設の耐震化につきましては、調査設計、基本設計のほうを行っております。これにより、耐震診断を実施しておるところでございます。処理場は一部、耐震性能を有しており、場内の9つある建物のうち人が常勤する管理棟1棟につきまして耐震化工事を実施しております。これはもう耐震性能を有しておるところでございます。ポンプ場につきましては一部耐震性能を有しておりまして、7つのポンプ場のうち中ノ浜ポンプ場について耐震化工事を実施し、耐震性能を有しておるところでございます。中ノ浜ポンプ場は、町全域の汚水が流入する最も重要なポンプ場でございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

北九州市のほうは、耐震化を進めているということなんですけども、芦屋町では診断し、そして今、耐震化しているところとしないところという話があったんですけど、基幹的下水道管の耐震化は進んでいないということで理解でよかったですでしょうか。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

まだまだ不十分だということです。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

もしも被災した場合この公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響が発生することは今回の令和6年能登半島地震の被災状況からも明らかです。また、芦屋町の地盤の多くは砂地であることから、液状化による被害が拡大する可能性も考えられますが、水道管の耐震化は莫大な時間と費用が必要になることが課題となっております。ですが、災害時、重要な箇所となる庁舎や避難所、病院などからの排水を受ける管路や緊急輸送路などに埋設されている管路などの耐震化を進めることは必要ではないかと考えます。さらに、管路の耐震化を進める上で、液状化対策の検討も必要ではないかと考えますが、そこでお尋ねします。想定される町内の液状化の状況と今後、主要な箇所の下水道管だ

けでも耐震化を進めるお考えはないのか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

「想定される液状化の状況、それから今後の主要な下水道管だけでも耐震化を進める考えは。」ということでお答えいたします。液状化につきましては、地下水位の高い、緩い砂質地盤が地震等により急速な繰り返し荷重を受けることによりまして、液体のように挙動する現象のことです。液状化により管路施設に被害が発生する可能性は当然のこととしてございます。現在は管路施設の老朽化対策工事に併せまして、耐震化の対策を実施しております。また、「主要な下水道管だけでも耐震化を進める考えはあるのか。」という部分につきましては、今後は重要な幹線を優先いたしまして、液状化のリスクが高い地域の把握、それから、管路施設の耐震性の有無を調査した上で、計画的に耐震化工事を進めていかなければなりません。具体的には、液状化のリスクが高い地域など、しっかり調査した上で施設等の耐震化計画、これを策定する必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

液状化の対策とか、下水道管の主要な箇所の耐震化も必要ではないかという御見解は分かりました。その計画を策定していかなければいけないというお話があったんですけど、その点については具体的何かお考えはあるのでしょうか。今後進めるというようなことで理解してよろしいのですか。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

耐震化計画を作るにあたりましては先ほど申し上げたように、液状化が発生する危険性の高いような地域とかの、まず事前調査から必要になると思いますので、その辺りから計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君



今、千葉でも地震が何回か起こってきているということで、いつどこで地震が発生するか分かりませんので、速やかにそういった計画が進んでいっていただくように要望して、次に進みます。

次に、芦屋町で想定される地震に西山断層があります。下水道BCPの資料によると、西山断層における津波のシミュレーションでは、沿岸部の最大の津波の高さは3.3メートルほどとなっております。海に近い浄化センターは津波による被害を受けることはないのか、主要な活動でするのでこの点をお尋ねしてまいります。お願いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

芦屋町地域防災計画に定めるところで、西山断層帯が地震が発生した場合のシミュレーションが書いてございます。3.3メートルの津波が芦屋に到達する可能性があるという内容であったと思いますが、浄化センターがございまして、あの辺の地盤面、これにつきましては、海拔5メートル以上の地域であったかと思っております。芦屋町地域防災計画に定めるところの西山断層帯を震源とする地震による3.3メートルの津波という、この想定に対しては大丈夫であると考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

要旨2、大規模停電に対する対策について、質問してまいります。

1点目、大規模停電が発生した場合の上水道施設における停電対策をお聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

「上水道施設の停電対策」ということで、答えを北九州市からお聞きしました内容をお答えさせていただきます。

大規模停電への対応について水道施設につきましては、その特徴として高台の配水地から各家庭へ供給する形態となっております。停電してもすぐに断水することはありません。取水施設につきましては、貯水池、河川取水場といった複数の水源から取水しておりますが、貯水池から自然流下で水が流れるため停電の影響を受けることはありません。浄水施設につきましては電力会社から専用の鉄塔を介しまして、さらに2回線受電することにより停電のリスクは非常に低くなっております。

なお、能登半島地震におきましても、専用の鉄塔を介する電力の供給施設については不具合がない状態であったそうでございます。また、万が一に備えまして非常用発電設備も備えており、浄水場の水処理に支障がないようにされております。配水地につきましては停電に備え、蓄電池設備を設置しておりますが、遠方監視に使用しているだけでございまして、停電しても水の供給は可能であります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

続きまして同様に、下水道施設における停電対策をお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

はい、続きまして芦屋町が行っております下水道施設の停電対策についてお答えをさせていただきます。浄化センター、中ノ浜ポンプ場、汐入ポンプ場におきましては、継続的な電力供給が必要な社会的重要施設、これは医療・福祉・上下水道、官公庁舎、避難所等を指しますが、このような管理者は「発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるとともに、さらなる非常用電源の燃料備蓄の増量に努めること。」と定められております。これ「下水道BCP策定マニュアル改訂について」とこの中にうたわれてあることとありますが、このように記されたことを受け、運転時間の設定にあたりましては、夜間の停電や災害時の交通網の寸断、道路の渋滞など燃料が調達できるまでの時間を考慮しまして、各施設の自家発電運転時間は、24時間分確保するものとして計画しておりまして、間欠運転を実施することで72時間の業務継続に努めることとしております。この間欠運転と申しますのは、機械の稼働と停止を繰り返すことを言います。ずっと連続して使用するのではなくて、一定時間をおいてつけたり消したりする、省エネの運転方法でございます。

その他のポンプ場等、5つのポンプ場と47個ありますマンホールポンプがございまして、この全てにつきまして業務の継続をさせることは不可能でございます。このため、流入水量等に応じまして優先順位をつけ、可搬式発電機やバキューム車等の代替手段を用いることによって対応していくこと、これを計画しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今のお話ですとポンプ場は災害対策できているところと、できてないところがあるっていうことで理解したんですけど、それで間違いないですか。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

今、お話ししたとおり大規模停電の対応としまして、自家発電機をしっかりと備えている大きな施設がございますけども、小さい施設においてはそのような対応が十分にできていないと、これが現実でございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

そうすると、きちんと対策をなされているところの地域では、例えばトイレなんかは利用できるんだけどそうじゃないところにあたっている地区だとトイレなどとか、排水、汚水、流すのができないので、トイレなんかが使用できなくなるっていうことで理解してよろしいですか。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

使用をできなくなるようなことがないように代替手段等をですね、バキューム車等にくみ上げて使われた場合に溢れてしまいますので、バキューム車等で代替で対応するように準備しておるところです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

理解しました。

要旨3、応急給水の実施についてお尋ねしてまいります。

北九州市の下水道局が公表している初期応急給水拠点一覧表によると、芦屋町における応急給水の拠点は、芦屋東小学校の1か所となっています。町内で大規模災害が発生した場合の応急給水はどのように行うのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

大規模災害が発生した場合にどのように応急給水が行われるのか、これにつきましてお答えさせていただきます。

地震等の災害により広範囲にわたりまして断水が生じたときは、水道施設が復旧するまでの間、運搬給水や仮設給水栓給水、これによりまして飲料水や医療用水の応急給水活動が行われることになっております。応急給水拠点の選定に当たりましては、断水区域や断水人口、それから人員や資機材の確保の状況等を考慮して選定することとされておりますが、被災直後から3日は速やかに応急給水活動を行う必要があることから、住民の水の運搬距離が2キロメートル以内となるように、初期給水拠点をあらかじめ選定されております。芦屋町におきましては、避難所となっております、芦屋東小学校が初期給水拠点となっております。また、北九州市や隣の水巻町にも初期給水拠点が設置されている場合は、近い場所に水を取りに行くことも可能であります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

そしたら水巻という話もありましたけど、山鹿側の応急給水はどうなるのか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

芦屋町においては、初期給水拠点として避難所となっております芦屋東小学校が選定されておると申し上げるところでございますが、その後、時間の経過とともに住民の水の運搬距離を1キロメートル、それからまた段階的に500メートル以内となるように給水拠点を配置することとされておるため、芦屋町内のその他の避難所におきましても、状況に応じまして応急給水拠点の配置を検討していくこととなります。また、芦屋中央病院への給水は、北九州市内の拠点病院と同様に給水車等で飲料水を運搬し、当該病院の受水槽へ移し替えることを基本としております。芦屋町の水道事業は北九州市と事業統合しており、北九州市水道事業の給水区域であることから北九州市内の応急給水活動と同様の取組を行うこととされております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

では、芦屋東小学校が第1の先の拠点なんだけど、どんどん広がってきて今、山鹿のほうもそこで広がって、あと北九州市若松とかからの給水がとれるということで理解でよろしいですか。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

応急給水拠点につきましては、芦屋町の町民だから芦屋町じゃないと駄目ということはございません。お近く、例えば北九州市側にお近くに給水拠点がある場合はそちらに取りに行っていたくことも可能ですし、お隣の水巻町のほうが近ければ、そちらのほうに水を取り行っていただいても全く問題ありません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

取りに行くことが今後課題にはなるかなと思いますが、次に、要旨4に進めてまいります。

災害トイレの設置について。

芦屋町下水道事業業務継続計画いわゆる下水道BCPでは、阪神・淡路大震災での仮設トイレの設置状況を参考に災害トイレの目標設置基準を100人当たり1基と定め、指定避難所における災害用トイレの必要数は全体で52基となっております。大規模災害の場合、近隣市町も被災する可能性は高く、災害用トイレは確保できるのか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

「大規模災害の場合に近隣市町も被災する可能性が高い中、災害用トイレが芦屋町確保できるのか。」と、この点についてお答えいたします。

能登半島の災害を見ましても、発災当初からトイレの問題で大変不便な思いをされておりました。芦屋町では災害が発生した場合、災害応援協定の締結先から仮設トイレの提供を優先して受けることができるように協定を結んでおるところで、ここからの供給、これを予定しておるところでございます。しかし、数量に限られることが予想されます。不足分においては、使い捨ての簡易トイレの備蓄を総務課さんのほうでも進められております。しかし、現状の数量では心もとない部分がございますので、今後、総務課とも協議しながら、さらなる数量の確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

災害トイレについては午前中、本田議員からも質問がありましたけども、私から1点御提案がございます。下水道BCPで示されている災害時の避難所は、芦屋側が9か所で、芦屋町中央公民館のほか芦屋小学校や芦屋東小学校と中学校、芦屋小体育館など最大収容人数を合計すると1万222人、適正収容人数の合計は4,692人となっています。一方で山鹿側は3か所で、総合体育館のほか山鹿公民館や山鹿小学校で最大収容人数を合計すると2,379人、適正収容人数の合計は1,132人となっています。この収容人数の割合を芦屋と山鹿で見ると8対2の割合で芦屋側が多くなっています。実際の芦屋と山鹿の人口割合が8対2になっているのであれば問題はありません。しかし、令和4年3月31日現在の行政区別人口統計表を見ると、芦屋側の人口は7,537人、山鹿側は5,646人となっておりますので、総人口に対する割合は約6対4となっています。

芦屋側の避難所が多い理由は学校や公共施設が多いためではないかと考えますが、それでもバランスが悪いのではないかと考えます。大規模災害が発生した場合、車での移動が困難となれば徒歩で近くの避難所に避難する住民が増えると予想します。芦屋側の避難所は9か所指定しているものの山鹿側の避難所は3か所と少ないため、災害用トイレが混み合い混乱する可能性はないのでしょうか。このことから、山鹿側の避難所に設置する災害トイレの数の再検討が必要ではないかと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

災害用トイレの必要数につきましては「下水道の業務継続計画」、この中で算出しておりますのでちょっとその辺りのところのお話からさせていただきます。

芦屋町では平成29年2月にこの下水道事業業務継続計画を策定しまして、令和3年5月に改定を行っておるところでございます。改定したのは災害想定に水害や大規模停電なんかを追加したわけですが、これは「職員や事業所が被災するかもしれない。」という制約条件を想定しまして、自治体としての行政機能の維持・確保や早期回復を図っていく取組を検討し、備えるための業務継続計画でございます。予想される大規模災害への備えとして、発災時においても下水道機能を早期復旧・維持させるために必要な手順を取りまとめたものでございます。この業務継続計画の中で、災害用トイレの設置につきましては、芦屋町地域防災計画に定める避難所への

設置を目指すことを基本と考えております。防災拠点が2か所、防災副拠点が6か所、広域避難所が4か所の計12か所でございます。

阪神・淡路大震災では仮設トイレの設置目標を順次高め、当初は150人に1基、それから次いで100人に1基を目標に設定をされました。100人に1基トイレが行き渡った段階で設置についての苦情はかなり減ったということから、芦屋町の災害トイレの設置基準を避難者100人に1基と定めております。防災拠点2か所と防災副拠点6か所、広域避難所4か所の避難所ごとの適正収容人数、地域防災計画の中に定めてありますが、避難所ごとの適正収容人数に対し100人に1基で算出した災害用トイレの個数が52基となっております。しかしながら、現状、全く充足できておりません。取り急ぎ防災拠点であります総合体育館と芦屋町中央公民館に、必要となる災害用トイレ9基の確保を急ぎたいと思います。また、地域防災計画におきまして、山鹿側に新たに避難所が指定された場合にはそこに適正収容人数が示されると思いますので、それを基に100人に1基で算出しました災害用トイレの確保に努めてまいりたいと思います。ここでいいますですね、災害用トイレといえますのは仮設トイレ、花火大会のときなんかポイントポイントに設置されてありますボックス型のああいうトイレというのが一番いいわけですが、プライバシーもしっかり守られて、ああいうのが一番いいわけですが、なかなかあれを町として常時必要数そろえて持つておく、またそれを保管する場所、いろんな問題からそれは難しいものがあります。それで組立て式の簡易トイレであるとか使い捨ての携帯用トイレ、これらは幾分かは町として備蓄はしておるところでございます。今、いろんな自治体のほうではマンホールトイレと言いまして、下水道管に接続する排水設備の上に便器や仕切り施設等を設置するものでございますが、設置が容易でし尿を下水道管に流すことができるため、衛生的であるとの特徴があるということ、普通のマンホールといえますとこんなに大きいんですけども、もっと小さいマンホールをあらかじめマンホールトイレ用に設置して、中に管を通してつなげて貯留の層をつくってする。そういうのを避難所にあらかじめ設置していく動きが高まっております。この辺も見習いながら、芦屋町としても対応を検討していきたいとこのように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

災害用トイレのほう、マンホールトイレですね、トイレはやはりかなり重要になってきますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、災害トイレのほうを設置するためには避難所の数も少し御検討いただいてはどうかと思いますので、ぜひとも、その点も併せて要望

してまいります。

要旨5に移ります。大規模災害に応じた訓練計画について。

下水道BCPには災害における緊急連絡や情報収集、緊急点検、そして各減災対策を迅速に行うこと、また、職員の緊急対応能力の向上を目的に訓練を実施するというふうに、訓練維持改善計画っていうのが、最後6番についているんですけども、下水道係では、この管路被害調査や主要施設点検など各課の必要な個別の訓練を行っているのかお聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

「下水道BCPで計画されている訓練をこれは実施できておるのか。」というところでありますが、訓練計画につきましては大規模災害等により、被害を受けても限られた人員、資機材等の下で、下水道機能を維持、それから早期復旧するため、下水道BCPに基づく訓練を平時から実施することにより、関係職員に対する災害対応能力の向上を図るためのものがございます。具体的には発災時における緊急連絡や情報収集、それから緊急点検、そして各減災対策を迅速、的確に行うために実施するものがございます。また、下水道BCPの定着、そして職員の意識と対応能力の向上を図ることを目的としておるところで実施することとなっております。しかしながら、まずこの訓練の内容が参集訓練、それから安否確認訓練、避難訓練、管路被害調査訓練、主要施設点検訓練、それから協力業者との緊急調査・点検合同訓練などあるんですけども、正直まだ参集訓練であるとか避難訓練であるとか幾つかの項目しかですね、正直なところ実施できておりません。それで年に2回の町が実施しております避難訓練に併せまして、一部で実施できているものもあるんですけども、できていないものもございますので、別途、このあたりは日時を調整しまして関係課員と共に取り組んでいき、また訓練結果を業務改善のほうにフィードバックしていきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

今の下水道BCPのこの計画を見させていただいて、通常避難訓練にも皆さん御参加になっているので、どこで訓練しているのかなあとちょっとお尋ねしたんですけども、下水道BCPの非常時対応計画の中に下水道係が行う非常時優先業務っていうのがあるんですね、タイムスケジュールで非常に細かく書かれております。これを見て感じたことは、日頃から訓練していなければ業務は遂行できないのではないかということです。



2018年に厚生労働省が行った熊本地震水道施設被害等現地調査団報告書の最後に書かれていた熊本地震からの教訓というところで、「震災発生直後、災害対策室における作業分担が手さぐり状態であり、災害対策マニュアルが活かされなかった。マニュアルが実用的でなく、実務に合っていなかったことで機能しなかったと思われる。」と記載されていました。先ほど訓練は、来期、個別で下水道係で訓練するとのお話がありましたが、私は年2回、自治区で参加して行っている避難訓練時に一緒に行ってはどうかと御提案申し上げます。その理由として現在の避難訓練は、主として役場の職員の方々が主導で行っていますが、もしも、休日や夜間に大規模災害が発生した場合、本当にあのような体制で避難所開設や運営ができるのかということです。発災が休日や夜間であれば、町外在住の職員の方はすぐに参集することは難しいかもしれませんし、ライフラインの要となる都市整備課はすぐに非常時優先業務に入らなければいけませんし、入っていただきたいと思います。また、ほかの課でも優先する業務があるとすれば、実際に限られた人数で避難所開設や運營業務を行うことになるのではないのでしょうか。万一の発災時に実効性を発揮するための訓練・教育は役場の方々のみならず、住民の方々にとっても重要なことです。そのため私は、今回の災害を教訓に不足するマンパワーは住民の方々に協力を仰ぎ、また日頃の避難訓練をより実践的で実効性が発揮できる訓練に見直し、大規模災害に備えるべきだと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

町では年に2回の避難訓練を実施しております。大雨洪水避難訓練、それから地震・津波の避難訓練です。この際には、私たち職員には避難所の設置・開設の役割で訓練に参加を求められておるところでございます。しかしながら、実際に大規模災害が発生した際には、私たち職員それぞれには芦屋町地域防災計画に定めるところの各班ごとの初期対応の役割と動きが別にあります。私ども都市整備課におきましては、さらに下水道BCPに基づく下水道対策本部設置からのライフラインに関わる役割と動きが別にあるところがございます。実際には、避難所の開設・設置にはとても関わることができないため、避難所の開設・設置は自主防災組織や住民の皆様に主体的に担ってもらわねばならず、職員は芦屋町地域防災計画に定められた初動対応に対し参集して来た、限られた職員により取り組まなければならない状況であると思います。このことから町全体の防災訓練の在り方と併せ、下水道BCPに基づく訓練の実践についても、具現化していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今回の令和6年能登半島地震で多くの方が大変な思いをされております。「芦屋町は大丈夫だろう。」ではなくてですね、しっかりと備えていただきますよう、この避難訓練や災害トイレ、いろんなことを今日、質問させていただきましたがぜひとも次につなげていただきたいと思います。

次、件名2、病児・病後児保育の利用についてお尋ねしてまいります。

芦屋町の病児・病後児保育は1市4町で運営している遠賀中間医師会おんが病院内の保育室「ぞうさんルーム」で利用できるのですが、昨年の12月15日から18日の臨時閉所や1月15日からは1か月半ほど利用日を週3に縮小して運営しております。現在は保育士の確保ができたとのことで3月1日から通常どおり利用できるようになりましたが、病児・病後児保育は子育てと仕事を両立する上で非常に重要な役割を果たしているにもかかわらず、一時的にも安定した利用ができなくなっている状況がありましたので、今回一般質問をさせていただくことといたします。

要旨1、病児・病後児保育の内容と利用状況について、まずは、ぞうさんルームの内容についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

病児・病後児保育につきましては、児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難かつ保護者が家庭において看護できない場合の受皿として、病院・保育所などにおきまして病気の児童を一時的に保育するなど、安心して子育てができる環境を整備することを目的に実施するものでございます。病児・病後児保育室ぞうさんルームにつきましては、遠賀・中間1市4町の育児支援事業としまして平成20年4月21日に開設し、運営を遠賀中間医師会「おんが病院」に委託しております。利用時間としましては月曜日から金曜日の週5日、午前8時から午後5時30分まで、土日、祝祭日、お盆、年末年始以外は基本的に開所しております。利用料金は昨年度までは1日2,000円必要でしたが、令和5年4月より県の補助によりまして無償化をされております。ただし、給食代が別途必要となります。対象児は中間市・遠賀郡に住んでいる生後4か月から小学校6年生までで、病児または病気の回復期にあって入院の必要はないものの集団保育も保護者が見ることも困難な児童でございます。ただし、インフルエンザ、それから麻疹いわゆるはしかですけれども、それから新型コロナウイルス感染症の児童はお預かりすることができません。定員は3名から5名で最大10名となっておりますが、児童の感染症の種類や病状、それから職員の勤務状況などによりまして定員未満の預かりとなる場合もございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今の定員についてももう少し具体的にちょっとお尋ねしたいと思います。定員3名から5名、最大10名と幅広になっております。その運用はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

ぞうさんルームには風邪や気管支炎など隔離の必要がない、またはカーテン仕切りなどで保育が可能と判断される児童が利用する保育室、それからRSウイルスやアデノウイルス感染症など感染力の強い病気の児童が利用する隔離室の2室がございます。この2室で1室1家族、最大2家族を基本に現在受入れをしている状況でございます。児童の月齢や病名・病状によりますが定員に幅がありますのは、きょうだい児利用など1家族で複数の児童が利用する場合などに対応できるよう定員を定めております。

なお、実際の受入れ人数としましては、1室で1名から2名の利用が多いといった状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

では次に、ぞうさんルームの利用状況をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

令和4年度の利用人数は117名で、うち芦屋町の方の利用は11名でございます。次に令和5年度の利用状況でございますが、令和6年1月15日から2月末までは週3日の開所となっております。このため、令和5年12月末までの利用人数を申し上げますと、利用人数は149名でうち芦屋町の方の利用は37名でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、令和4年と5年で報告していただきましたけども、芦屋の利用者が増えているのかなというのはいちよつと分かりました。

要旨2、開所日を縮小した理由についてお尋ねしてまいります。

ぞうさんルームを臨時閉所や開所日を縮小した理由についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

開所日を縮小していた理由としましては、開所には看護師や保育士の配置が必要になりますが、勤務可能な保育士の確保ができなかったためでございます。まず、臨時閉所の理由でございますが、令和5年度は非常勤職員の保育士3名のうち2名が勤務する体制で運営をしておりましたが、しかし、体調不良等によりまして職員体制が整わず、令和5年11月20日から24日の4日間及び12月15日と18日の2日間、臨時閉所をしております。また、令和6年1月15日から2月29日までは週3日に開所日を縮小しておりました。この理由としましては非常勤職員の保育士3名のうち1名が諸事情によりまして勤務ができなくなったこと、またその後退職されたためでございます。

なお、萩原議員からも説明がありましたが、今月の3月1日から週5日のですね、通常開所ができる状況になっておりまして、職員体制としましては新たに週5フルタイム勤務で雇用した保育士1名とシフト制で週2～3日勤務する保育士2名で運営をしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨3に入ります。

今後の対策について、まずは今、ぞうさんルームの開所、臨時閉所、開所日縮小の理由をお伺いしたんですけども、保育士の方の勤務体制が整わなかったことがその理由だと言われてはいますけど、その原因をお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

原因としましては、大きく2つあったと考えております。まずは、給与面でございます。病児・病後児保育は病気の児童や回復前の児童を受入れますので、受入児の体調急変時の対応や勤務する者自身、それから家族への感染リスクなどにより、どうしても敬遠されてしまう傾向がございます。このため、業務内容に見合った給与でなければ、募集しても応募がない状況にありまして給与面を見直す必要がございました。2つ目は労働条件です。病児・病後児保育の特性上キャンセルにより受入れ児童数変動するため、柔軟な職員配置ができるよう週5フルタイム勤務ではない保育士を雇用しておりました。しかし、勤務日や勤務時間が流動的で収入も安定せず予定も立てにくいといったこともありまして、人材の確保に至らなかったと考えております。このため給与のベースアップとともに、週5フルタイム勤務で募集したことで人材の確保につながっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、原因をお聞かせしていただきまして、そして勤務体制が整ったんだと思うんですけども、また急に利用できなくなった場合、利用者の方は本当に困られると思うんですけども、来期から今後、保育士の安定雇用が今の状態で万全なのか、何か対策をお考えなのか、その点、もう少しお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

本事業は遠賀・中間1市4町で運営しており、芦屋町だけでは決めることができない部分も多々ございますが、通常開所ができるよう適宜対策を講じていきたいと考えております。しかしながら子供の病気の季節変動や隔離疾病の混在、日々の利用では早朝から予約やキャンセルが頻繁に変動するなど、運営にかかる人員確保とコスト面での不採算性から脱却できていない状況にあることも事実でございます。また、今回は週5日フルタイム勤務で保育士を募集したことが功を奏しましたが、配偶者の扶養の範囲内で働きたい方、いわゆる年収の壁によりまして、働き方を制限する方も相当数おられます。いずれにしましても限られた予算の中で、利用者や働き手にとって最善の方策を考えていかなければならないと考えております。遠賀・中間1市4町及びおんが

病院と協議を行いながら、安定的かつ効率的な運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ぜひよろしく願いいたします。

以前、この病児・病後児保育は先ほども課長も御説明されましたけども、利用料は1人1日当たり2,000円となっていました。令和5年4月からは県負担で無料となっております。昨年開催された県議会の9月定例会で知事は、「病児保育の無償化を開始した今年4月から7月までの延べ利用者数は2万5,618人となっており、コロナ禍前の令和元年度の同時期と比べ4,847人。約1.2倍に増加し、利用者が増えたことに伴い、市町村や利用者から、予約が取りにくくなったとの声が寄せられている。利用者の動きを継続的に把握するとともに、圏域ごとに必要となる施設の定員を分析し、その状況に応じて、医療機関や実施主体である市町村と利用定員の幅や広域利用などについて協議を行っている。」と御答弁されておりました。まずは無料になっているぞうさんルーム、そういった予約が取りにくくなっている状況があるのか、状況をお示しくください。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

令和5年4月から無償化に伴いまして、ぞうさんルームにおきましても問合せが増え、その対応に時間が割かれているといった状況でございます。しかし、開所日に利用がない日もございまして現状としましては、受入れをお断りするといったことが頻発している状況にはございません。しかしながら、先ほど説明させていただきましたが、令和4年度に比べましてかなり利用者が増えております。単年度実績だけで判断することはなかなか難しい部分もございしますが、無償化の影響があるものと考えております。このため今後、利用状況等を踏まえまして、遠賀・中間1市4町及びおんが病院で運営方法や職員体制等について、必要に応じて協議調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

無償化に伴って問合せが増えていっているってことで、おんが病院さんとほかの他市町村と協議していくって話なんですけども、ぞうさんルーム、病児・病後児保育を対象としているためですね、受入れも世帯単位になっていると。現在は最大2家族ですね、2世帯の受入れになっていると。利用する人がいない日もあるけれど、私はですね、1市4町で、1市4町ですよ、最大2家族です。あまりに少なくないですかと。結局、なかなか利用しづらいところはあるんじゃないですか。利用しない日があるとしてもですよ、1市4町の子供たちで病児保育が必要な人たちが本当にそれぐらいしかいないのでしょうか。もっと、こう利用しやすくなる、子育てしやすくなるようにしていくことが今、大事なんじゃないでしょうか。少子化対策は喫緊の課題ですよ。芦屋町の子供たちも利用者が増えているということでした。利用しやすい病児・病後児保育を目指してほしいと思います。共働き世帯や近くに頼れる人がいない人たち、シングルの方たちが安心して利用できるように定員枠の拡大ができないか、1市4町の合同でやっていますし、なかなか難しい部分もあると思うのですが、今後この動向も利用とか予約の問合せの動向も含めて、御検討をしていただきたいと思います、再度お伺いします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

現状としましては利用がない開所日もありまして、受入れを断ることも頻発しておりませんので無償化に伴うぞうさんルームの定員枠の拡大等はちょっと考えていないといった現状でございます。また、ぞうさんルームがおんが病院内にあるため、増築や増床は困難で定員を増やすことは大変難しい状況でございます。しかしながら子育てをしながらですね、働かれている方へのセーフティーネットの役割を担う本事業の必要性は疑う余地もございません。国や県におきましても、利用定員の拡大に取り組まれているところでございます。

芦屋町としましては、まず、ぞうさんルームにおいて今年度のような臨時閉所や、開所日の縮小といったことがないよう保育士を確保し、安定的な運営ができるよう遠賀・中間1市4町及びおんが病院で連携を図りながら事業を実施してまいりたいと考えております。また、先ほどちょっとありましたが、現状としましては1室1家族、最大2家族を基本に受入れている状況でございますが、保育室での複数家族の受入れ等についても協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

芦屋町の病児・病後児保育は1市4町で共同して行っていますので、芦屋町だけがすぐにどうしようということはなかなか難しいのは理解しております。今、2室で、1室を少し柔軟な利用ができるようになれば、もう少し受入れもできるようになると思いますし、昨年度から無償化になりましたので、もしかしたらもっとこう利用する人が増えるかもしれませんし、もっと利用する人が増えれば子育ても安心してできるようになるかもしれませんので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私の一般質問これで終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、萩原議員の一般質問を終わりました。

.....

○議長 内海 猛年君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、川上です。発言通告に従って質問を行います。

まず第1に介護保険制度について伺います。介護保険は現在、広域連合で芦屋町加入して行っているのですが、課長としては、「それは広域連合に聞いてください。」という気持ちが本音だと思いますが、広域連合議会には町から1人しか出ることができません。そういった点では介護保険は幾ら広域連合に加入していても、介護保険の保険者は芦屋町です。町で介護保険を行っている議会では、それぞれの議員が町の本会議で一般質問することができます。そういった点では、なかなか答弁できないところもあると思いますが、介護保険の現状を明らかにしていく、できる、そういったことでですね、できる範囲での答弁をお願いいたします。

まず1点目。第9期広域連合介護保険事業計画策定に向けて準備されている中で、次の点を伺います。

1、介護保険月額保険料の基準額と保険料段階設定、これ、額は要りません。設定はどのようになるのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

今、川上議員言われましたとおり、芦屋町、福岡県介護保険広域連合に加入して介護保険事業を行っております。議員の御質問につきましては、事前に介護保険広域連合に確認しております



ので、その内容について御回答いたします。

芦屋町は、グループ別保険料のBグループになりますので、基準額である第5段階は年額7万1,633円。月額5,969円となります。前回の第8期の計画時と比較しますと、月額で442円の増となります。また、所得段階は第9期計画においても、第8期計画と同様に25段階となっております。増加した要因としましては、1号被保険者数の増加に伴い、給付費の見込みが増加したためというふうにお伺いしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、お答えにあったように芦屋町の介護保険料、Bグループで、月額5,969円ということで、442円の保険料が上がっています。広域連合ABCグループに分かれまして、給付を使うことによって、こういったグループ分けをしているんですけど、Aグループが年間8万5,835円、月額でいえば、7,153円です。Aグループは計算上マイナス50円になっています。1番低いグループのCグループが5万9,710円、月額4,976円で、162円というふうになっています。

グループ別保険料を国は9段階を基準にしていますが、広域連合が最高の25段階に分けるといことで、25段階に分けて高額の人からなるべく取って、低額の人には低くしようということ、こういったふうにやっているわけなんですけど、ただこの高額の人といってもそれほど高い人ではありません。大体年収が400万程度の方、こういった方で月額保険料は1万2,875円。年間で15万212円ということ、本当に高い保険料ということになっています。最高ランクの25段階の方でもAランクの方は、月額1万7,822円、年間で21万4,588円というですね、当初、発足したときは広域連合も2,908円ということだったんですけど、基準額にしても発足してから2倍の保険料ということになっています。

これで今回は保険料が上げられたわけなんですけど、第8期介護保険事業計画では広域連合議会で保険料を引き下げるといことを議会で求めてまいりまして、それで引き下げることができましたけど、それでもやはり高い、高齢者には重い負担となっています。

高齢者を取り巻く状況は、実質年金額の減少や可処分所得が下がり、圧倒的多くの高齢者は重い負担に悲鳴を上げています。高齢者には耐えられない保険料になっているのが介護保険料です。

昨年私たちが選挙前に行ったアンケートでも、多くの方が生活の悪化を訴えています。保険料の値上げを抑えるためには、あらゆる努力が必要です。

そういった点で、2点目の保険料の上昇を抑えるための介護給付費準備基金の取崩しはどうか

ったのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

はい、同様に福岡県介護保険広域連合から聞き取りした内容を回答いたします。

第9期においては、令和5年度末の介護給付費準備基金残高53億円のうち、今後3年間で45億円を取崩す予定としております。内訳としましては、令和6年度に14億円、令和7年度に15億円、令和8年度に16億円です。準備基金を繰入れなかった場合は保険料が約10%上昇する見込みとのことでした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

介護給付費準備基金の取崩しを行って、10%を引き上げなきゃいけないところを一定、抑えたということですが、この介護給付費準備基金についても広域連合では、この介護給付費準備基金というのは高齢者から取ったものであるんだから、やはり保険料を取り過ぎてですね、毎年15億円以上の保険料が余り、基金に繰入れているということです。だから、これはやっぱり高齢者から保険料を取り過ぎたものであるんだから、本来は高齢者に返還すべきものであると。高齢者自体は高齢になれば、「もう来年、再来年、その先は生きてるかどうかわからない。」そういう切迫した状況にあるんだから、やっぱり一刻も早く、取り崩すべきだということで、要望して介護給付費準備基金の取崩しをある程度させているわけなんですけど。自治体によってはこの介護給付費準備基金を取り崩さず、自分たちの基金にため込んでいるという自治体もありますが、広域連合では世論と運動の力によってですね、介護給付費準備基金を取り崩させている、こういった状況です。

しかし、それでも53億円のうちの45億円を――。8億円残すという、なぜ8億円を残す必要があるのか。さっきも言ったように毎年10億円以上の介護給付費準備基金の積立金が余っているんだから8億円を取崩しても、またその年には15億円、基金がたまってくるんだから、取り崩す必要はないんじゃないかというふうには私は思います。そういった点ではですね、この介護給付費準備基金の「全額の保険料を引き下げるために取り崩す。」、そういったことを介護保険の広域連合へ、課長たちは、課長会議や支部の運営委員会、そういったものがあるでしょうし、そういったところから広域連合へ上げていただきたいんですがその点はどうでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

そうですね、そのような意見が川上議員からあったということは、私のほうから広域連合支部のほうに伝えたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

本当に高い保険料を高齢者はですね、大変な思いで払っているんですね。できる限り保険料を低く下げるといふ努力を広域連合としてはしていただきたいと思います。

それと基金は介護給付費準備基金のほかにですね、介護保険制度ができたときにですね、これは県にはですね、県の介護保険財政に財政安定化基金を積み立てるといふことが法律で決まっています。この財政安定化基金といふのは財源が足りなくなったり、保険料を引き下げるときに活用できるものです。広域連合もできた当初、活用しました。これは介護保険が発足時につくられ毎年、各保険者から応分の拠出金が積み立てられていましたが、平成20年頃からこれをほとんど取り崩すことがなくなり、県もですね、積立金自体もですね、積み立て過ぎて積立金も凍結されているというような状況です。現在84億円が塩漬けになっているという、この間、国もこの基金を活用して保険料の引下げを指導したこともありました。こうした財源を使い、保険料の軽減を検討することを広域連合でも考えることが必要と思いますが、広域連合でそういったことについても要望を上げていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

その点につきましても、広域連合のほうでも考えておるとは思いますが、御意見があったことはお伝えしておきます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ、そういった基金もありますので、基金も取り崩していただきたいと思います。それからまた、構成している町から一般会計から繰り入れるという方法もあります。これは法律上駄目だということになっていません。実際、単独でやっているところなんかは一般会計から繰入れをして、介護保険の保険料を引き下げるといふ自治体もあります。

それでは、3点目に広域連合では、Aグループ、Bグループ、Cグループと3つのグループ別保険料を設定しますが、格差が2.00以下になると統一保険料に戻すということを最初、約束していました。これについてはどうなったのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

同様に、福岡県介護保険広域連合から聞き取りした内容で回答いたします。

「格差が2倍を切ったら協議を開始します。」との回答を過去の広域議会で行ったとのことです。

「統一保険料にするとの回答はしていない。」とのことでした。

なお、今回の第9期計画の策定時には、本部運営協議会にて協議を行い、引き続きグループ別の保険料を採用しているというようなことでした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

広域連合が2.00を切っても「協議をしています。」ということで逃げているわけなんですけど、2000年の介護保険の広域連合は、県内74市町村で発足しました。広域連合のメリットとして、大広域連合であれば国に対して影響力がある。財政力が大きければ保険料の平準化ができるなど、10のスケールメリットを掲げていました。そのため、第1期介護保険事業計画では、2,908円の統一した保険料となりました。しかし、県南、筑豊、県北と各自治体で基盤整備や高齢者人口など、ばらつきが大きく自治体における保険給付に2.5倍の格差が生まれました。これにより第2期事業計画での設定はグループ別保険料が導入され、Aグループ、Bグループ、Cグループの3つの保険料が設定されています。現在は、芦屋町はBグループに入っています。当然ですね、先ほども言いましたようにAグループの保険料は日本一高いグループの保険料になっています。

このときですね、やはり協議を開始するということを言われていますが、広域連合の中でも「2.00を切れば、統一保険料にするということが前提じゃなかったか。」という意見も出ています。自治体格差が2.00を切れば統一保険料に戻すという、そして第8期の事業計画では2.00を切っております。今回の第9期事業計画でも1.98から97ぐらいですか、そのぐらいで、据え置かれています。

こういった格差が生まれないというのであれば、広域連合の枠組みの在り方を考え、自治体の

声や住民の声が届かない大広域ではなく、支部単位などに条件が同じような自治体で介護保険を構成し、大広域は発展的解消を行い、住民の声で反映できる規模での保険者にする。例えば遠賀支部では、遠賀郡4町での広域連合にすることが望ましいと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

福岡県介護保険広域連合につきましては、創設された背景もございます。過去にはスケールメリットの検証も行われ、介護の認定基準や審査の適正化が図られていること、安定した財政運営、国県との連携強化が確保されているなどの報告がなされております。また、現在芦屋町はBグループとなっておりますが、月の介護保険料が9期計画では5,969円です。先日報道では、令和6年度の全国の平均が月6,276円とのことでしたので、全国平均より下回っている状況でございます。

なお、芦屋町は福岡県介護保険広域連合に加入している市町村の中での1人当たりの給付費も、平均より高くなっておりまして、介護保険料が高くなってしまいう要因に当てはまります。このように、芦屋町としましては、広域連合に加入しており、実施しておる恩恵を受けていると言えます。現状では、遠賀郡4町が1つの保険者となることについて、他町からの話があったこともなく、協議の対象となったこともございません。安定した介護保険事業が今現在運営できている状況がございますので、現時点では遠賀郡4町での広域連合の考えはございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町、Bグループに入っているってことですが、Aグループ、Bグループ、Cグループはそれぞれ給付の状況によって入れ替わりが行われるわけなんですけど、芦屋町Bグループですけど、今7番目か8番目ぐらいかになつとるということですね、なかなかやっぱりちょっと大変なところに回っているんですけど、遠賀町が当初Cグループへ入っていましたが、第8期事業計画のときにCグループからBグループに上がったわけなんですけど、CグループからBグループに上がると一気に保険料が1,000円幾ら跳ね上がったということで、町民から相当の抗議が上がったと聞いています。そういった点で、こういった保険料の設定はやっぱりよくないって思うし、また、広域連合から脱退といいますか、というのはできないっていうのが基本的な広域連合のスタンスです。当初、芦屋町も2000年に介護保険広域連合ができたときには、その当時は全国町

村会会長の山本さんがですね、添田町の町長さんが福岡県でもそういった国に対して、本来的な  
ら国や県がやらないけんことを町にやらせるのは許せんということで、大広域をつくろうという  
ことで、芦屋町にも声をかけて芦屋町も入ったわけなんですけど——。ところが、当初は賛成さ  
れた議員の方も、「とにかく入ってみてから悪かったら出ればいいじゃないか。」ということやっ  
たんですけど、介護保険を脱退するには介護保険加盟の全ての自治体が賛同しなければできない  
ということで、ただ例外として介護保険広域連合外の自治体と合併した場合には出ることは構わ  
ないということで、平成の大合併のときに広域連合外の自治体と合併した自治体できて、それ  
とまた広域連合内での合併とかもあって、現在の33市町村というような状況になっています。  
そういった点では私はやっぱり、広域連合自体がこういった年に2回の議会しかなくて住民の声  
が届かない、議会の声も届かない、こういったものが本当に町民のためになるのか、また介護保  
険自体の住民負担がどんどんどんどん太くなってサービスが低下している中で、本当にこの大広  
域連合でいいのだろうかということで、できればやっぱり4町で住民の声が届く枠組みを私はや  
ったほうがいいと考えています。

次に、4点目の介護保険では保険給付に要する費用の約半分を公費で負担する、国が25%、  
県と市町村がそれぞれ12.5%になっている。ただし、国の負担分のうち5%は調整交付金とし  
て交付されている。この調整交付金についての説明を求めます。

**○議長 内海 猛年君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

調整交付金は市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分  
を交付するものであり、具体的には「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格  
差」を調整する「普通調整交付金」と災害時の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」があり  
ます。議員の御質問は、普通調整交付金についてと思われますので、そちらについて説明いたし  
ます。普通調整交付金は第1号被保険者のうち、75歳以上である者の割合及び所得段階別被保  
険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるものです。  
市町村12.5%、都道府県12.5%、国は20%で、これは公費負担として固定です。第2号  
保険者、失礼しました。第2号保険料の負担割合の27%も固定で、残った調整交付金の割合と  
第1号保険料の負担割合で調整が行われます。後期高齢者比率と所得水準が全国平均であれば調  
整交付金は5%で、第1号の保険料が23%となりますが、後期高齢者比率が低く所得水準が高  
い市町村では調整交付金が少なくなり、不足分を第1号保険者が負担することになります。逆に  
高齢者比率が高く所得水準が低い市町村では、調整交付金が多く交付されることになります。

ちなみに、福岡県介護保険広域連合では、令和4年度の決算で普通調整交付金は5.61%交付

されております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、説明がありましたように、調整交付金は保険者の介護保険財政の調整を行うために交付されるということは理解できますが、問題は事業費全体の25%が国の負担とされていますが、実質うち5%は調整交付金で、後期高齢者比率の低い自治体には少ししか配分されていません。増税や物価高に連動して負担増が高齢者に押し寄せているだけに切実な問題です。介護保険の国の財政負担を増やすことが必要です。介護保険制度ができる以前の介護費用は一部利用者負担がありました。基本は50%を国が、県と市町村が25%を負担していました。家族介護から社会介護へ、行政が決める措置制度から利用者が選ぶ制度へと介護保険がスタートし、介護費用の半分は利用者と国民の負担に置き換えました。介護保険の導入により、国の負担は50%が25%に減り、半分以下というふうになっております。結局、高齢者介護費の半分を国民と利用者で置き換えたことにより、年金暮らしで所得水準が低い高齢者にしわ寄せが押し付けられていることになっております。このような中で全国市長会や全国町村会は、「調整交付金を国庫支出の別枠にしてほしい。」、つまり国庫負担割合を現行の25%から30%にしてほしいと政府に要望しています。先ほども広域連合のスケールメリットがあるというふうに言われましたが、スケールメリットがあるなら、国に対して意見が言えるというのであれば、ぜひこの調整交付金を5%を25%の外にする、国が30%を負担するという、こういった要望を上げてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

国の制度改正につきましては、私どものほうから言うことはちょっと難しいかなとも思いますし、御意見があったところについては、支部のほうにお伝えしたいとは思っています。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、第5点目に行きます。

国は介護サービス利用料の2割負担対象の拡大を計画していましたが、改定は反対の声により、3年後に見送られました。改定された2割負担が拡大されると高齢者にどのような影響があると

考えるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

令和7年度には団塊の世代が後期高齢者となります。高齢者の増加は「要介護、要支援高齢者の増加」を意味し、結果として介護費の増加を招きます。その一方で支え手となる現役世代人口は、令和7年から令和22年にかけて急速に減少していきます。この結果、介護保険制度の制度基盤が脆弱になり、今後も厳しさを増すことが懸念されております。このため、国の社会保障審議会・介護保険部会で保険制度の持続性、安定性の確保に向けた議論が重ねられましたが、介護サービスの利用料の2割負担については介護保険制度の持続性の確保、現役世代の負担抑制、世代内負担の公平性から拡大を進めるべきとの意見と、利用料が増加することで介護サービスを受けられずに状態が悪化し、結果、重度者が増え、介護費増につながるとの意見が対立し、結果が先延ばしになっております。

議員御質問の2割負担になると高齢者にどのような影響があるのかについてですが、介護保険部会の委員の発言を基に答弁いたしますと、介護保険サービスはほとんどの場合が長期間の利用となり、極端に言えば一度利用し始めれば死ぬまで利用することになります。したがって利用料のアップは長期間にわたって高齢者の生活を圧迫することが考えられます。これに伴い経済的負担が重くなり、サービスの利用控えが生じるのではないかと心配する意見も上がっているところでございます。国の介護保険部会ではこれらの点を十分に考慮して、2割負担の範囲を決定するよう厚労省に要請しているというようなことでした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

介護保険が導入されて23年経過しました。改定されてきた歴史を見ると、まさに保険あって介護なしと言えます。介護を必要とする人が尊厳ある存在として生きていくためにこそ、利用できるものであってはならないはずで、ところが介護保険が示した介護保険の今後の方向性は、介護保険サービスの利用料の2割から3割の拡大、要介護1・2の訪問介護の保険給付外し、ケアプランの有料化、老健施設などの多床室の有料化、保険料の納付年齢の引下げ、これは20歳からとしています。それと利用年齢の引上げ、これと同時に障害者総合支援法等と介護保険を統合させるという、障害者にとっても厳しい法律にするということになります。このようなことをやっていけば、本当に高齢者の生活は厳しい状況になっています。年金生活の高齢者がこのよう



な負担増に果たして耐えられるのか。介護保険は限界にきています。このままだと介護保険は崩壊すると言われる方もいます。2月20日の「羽鳥慎一のモーニングショー」で、「在宅介護の終わりの始まり。」という介護保険の特集がありました。これはさっきのとはまた別に、来年度から訪問介護報酬の引下げを打ち出します。訪問介護が高齢化と人手不足なのに、さらに報酬を引き下げる方針です。まさに、在宅介護の終わりの始まりということです。また理由は、報酬引下げの理由は訪問介護の収益率が7.8%となり、全介護サービスの平均を上回っているということですが、しかし実態は、現在サービス付き高齢者住宅という集合住宅がどんどんできていますが、これに併設されているヘルパーが集合住宅内の利用者を回る併設型利用所も含まれて一体化されているからです。これとは別に僻地で1軒ずつ回る従来型の都市圏外の事業所ではね、人手不足で移動時間もあり、赤字で経営するという困難な状態となっています。

政府は処遇改善加算の引上げで影響はないと言いますが、加算がとれない事業者が減収になり、廃止となれば訪問介護が受けられなくなる地域が増します。政府は「住み慣れた住宅に住み続ける。」をうたい文句に「地域包括ケア」を進め、入院・入所を進めてきましたが、自宅で住み続けるために不可欠な訪問介護を潰すのは「在宅放置」です。地域包括ケアは「絵に描いた餅」、こういった状況になってきます。

国は、この5年間で43兆円を超える軍事費の拡大を行うことを強行します。2%の基本報酬の引き下げを止めるためには60億円あればできます。調整交付金の外枠も軍事費の一部を回せばできます。介護保険制度を少しでも改善し、高齢者の尊厳を守る介護保険にすることを求めてこの質問を終わります。

次に、学校給食の完全無償化について伺います。

芦屋町では令和4年から5年間の期限付で小中学校への給食の半額補助を行っています。開始時は県内で給食費の補助を行う自治体はほとんどありませんでしたが、現在は県内でも11自治体が無償化を実施しています。全国でも小中学校とも無償化の自治体は491。小学校のみは14、中学校のみは17あり、全国522の自治体、約3割が無償化に踏み出しています。東京都23区では18区が、県庁所在地で青森市、大阪市、奈良市、高松市、那覇市が小中学校とも無償化となっています。このように、小中学校とも無償化の自治体は全都道府県に広がっております。6月議会でも伺いましたが、ぜひやっぱり今の流れに芦屋町も沿っていくよう質問するものです。

そこで伺います。1、学校給食は教育の一環である。このことは学校給食法においても明確にされています。これは学校給食を無償にするための根拠となるものであります。なぜなら、日本国憲法第26条第2項に、「義務教育は、これを無償とする。」とはっきり明記されています。当然、学校給食は無償であるべきと考えますが、どのように認識しているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

日本国憲法の第26条の条文は2つの項目から成り立っています。第1項では全ての国民が自分自身の能力に応じて教育を受ける権利を持っていることが述べられています。第2項では保護者が子供に教育を受けさせる義務を負うこと、そして義務教育は無償であることが定められています。ただし、無償とは授業料のみを指し、教材費などを無償にすることまでは保障していないとの最高裁判所の判例が存在します。したがって、学校給食費は憲法で定める無償の対象には含まれないと解釈されています。このように認識しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、課長が最高裁判所の判例を出されましたが、確かにそうになっています。それと学校給食法でも食材費は保護者が負担するということがうたっています。ただ、最高裁判所の判決でもそのあとに、「国が保護者の教科書等の費用の負担についても、これをできるだけ軽減するように配慮努力することが望ましい。財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべき。」と述べ、政策として実現可能としています。何よりもこの間の、先ほど言ったように多くの自治体が無償化しているという国民の運動と無償化の前進が必要性とそして妥当性を示しています。確かに学校給食の無償化について学校給食法11条第2項では学校給食費（食材料費）は保護者の負担とされています。しかし、これは学校給食法が戦後の食糧事情が厳しい中で作られたものであり、食糧費の負担が求められたものです。

憲法26条第2項では先ほど言ったように「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定します。つまり憲法では給食費を含め学校義務教育は無償と規定しています。これは憲法制定時の昭和26年の教科書の無償化に関わる参議院の質疑の中で、文科省は、「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書、それから学用品、学校給食費、なおできれば交通費というようなものも無償化の対象に考えている。」という答弁です。義務教育の無償化というのはこういった水準でつくられたものです。その後1963年に父母たちの運動により、義務教育教科書無償措置法が制定され、小中学校の全学年の教科書が無償化になりました。

憲法26条ではなく、学校給食法でもですね、学校における食育の推進を図ることを目的とす

ると規定しています。教育基本法4条及び学校教育法6条において義務教育の無償化が担保されています。2015年に食育基本法が改正されました。この中は、給食は単なる栄養補給ではなく、教育の重要な一環であると位置づけています。2016年には食育推進基本計画が改正され、学校給食が教育の一環として明確に位置づけられています。

文科省による学校給食無償化に関する調査において、無償化の成果として児童、生徒は「栄養バランスのよい食事摂取の意識向上」、保護者には「親子で食育について話し合う機会の増加」、教職員においては「食育に関する意識向上」が見られたと報告されており、学校給食の無償化は、学校給食法に規定する「食育の推進」に間違いなく教育的効果が高い施策であるということが明らかになりました。

それで、質問ですけど、福岡県でも26日にみやま市で給食時間に児童が亡くなるという不幸な事故が発生しました。このようなことが再び起こらないように食育政策を充実させていくことや、短いと言われる給食時間の拡充、給食調理に関わる職員の環境整備が必要ではないでしょうか、この点について伺います。

**○議長 内海 猛年君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 木本 拓也君**

2月26日にみやま市で起こった事故については誠に痛ましい事故であると思います。この事故を受け、2月27日に文部科学省から全国の教育委員会に対して、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方などを記した「食に関する指導の手引」を参考に、学校での給食の事故防止を徹底するようとの通知がされ、芦屋町教育委員会から各学校へ周知したところです。

なお、当分の間、児童の誤飲事故防止のため、今回の事故の食材となりましたウズラの卵などを含まれて一部食材の使用を当分の間見合わせることであります。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

大変不幸な事件であるし、いろいろな条件、事故が起こった原因はあるんでしょうが、やはり学校給食について、これは教育の一環として実施されているということで、給食時間であってもそういった問題が起これば学校全体の問題になるという、やっぱり食育についてもちゃんと指導しなきゃいけないというところでそういったことが言われているんだと思います。

食育は、成長期の子供たちが健やかに成長するために、摂取の基準が決められています。献立作成はいろんな食材を多様な調理でつくることを心がけています。給食時間には担任や栄養教諭

などが偏食指導のほか、食材や栄養についての話や食べ方などについての指導を行っています。体の発達段階にある子供たちのための食事であるため、安全の確保に努めていますと、学校給食の中でもこういった食育の観点から注意されているということです。それで現在でも学校給食のほうは、やっぱり「学校給食は有償である。」ということについて、国会の中でも学校給食の補助については、2018年の国会で柴山文科大臣が、「学校給食法では給食費を自治体が補助することを禁止する意図はない。」と答弁して無償化を拒否する法的根拠を完全に否定していますし、22年の参議院では、岸田首相は「憲法26条に基づけば、保護者が負担する学校給食費を自治体が補助することを妨げるものではない。自治体において適切に判断すべきものである。」というふうに答弁しています。そういった点では、私は、今、多くの自治体を実施していない自治体もありますが、実施していない自治体というのはやっぱり財政的な観点から、それができないというところから実施していないと思います。そういった点では芦屋町は果たして本当に実施できないのだろうか、そういった自治体であるかということに私は疑問に感じます。

それでは、第2点目の学校給食の無償化を求める要求が高まる背景には格差と貧困が広がり、教育費の負担が家計を極度に圧迫し、子供たちの状況をより深刻化させる。そういった社会の厳しい現実があり、急激な物価高が追い打ちをかけている。こういった子供たちを取り巻く環境の悪化を招く現実を直視するならば、学校給食の無償化は急ぐべき課題ではないのかについて伺います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、学用品費、修学旅行費及び学校給食費などの援助を行う就学援助制度があります。この制度については広報あしや町のホームページへ掲載し、また、学校の入学説明会などで周知を行っています。このため、経済的に苦しい世帯への対策は制度として整っているものと考えています。

一方、学校給食費の負担軽減措置は、町の子育て支援策の1つとして実施しており、この事業の対象者は町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者です。このため、学校給食費の負担軽減の拡充の必要性については学校給食費だけの問題として考えるのではなく、芦屋町の子育て世代への支援策を総合的に考えた上で判断すべきものであると考えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

子育て支援策として総合的に考えるということは大変いいことで、ぜひ実現していただきたいと思いますが、しかし、全てをできるまで待つというわけにはいきません。先ほど就学援助のことを言われましたが、就学援助についても、やっぱり父母たちや教員の運動の中で、こういったことが勝ち取られたわけで、芦屋町の給食費の半額補助でも、これは就学援助の方々を省いた中での財源になっていると思うので、相当下がってきていると思います。長らく労働者の賃金が上がらない中で、急激な物価高騰や保護者の家計を圧迫しています。とりわけ保護者が負担する学校給食費は、文科省2023年の調べでは、公立小学校で年平均4.9万円、公立中学校では年平均5.6万円です。これにまた、別に副教材費などが義務教育にかかる費用となっています。これがですね、小学校で副教材費が6.6万円、中学校で13.2万円。合計、小学校で11万5,000円。中学校で18万9,000円ですね、そういった義務教育にかかる負担が発生しています。こういった中で、現場ではこの物価高の中で、「安い材料に頼らざるを得ず、多彩なメニューが組めなくなった。」、「デザートのお菓子を小さくしている。」、「今の単価では給食が不可能になる。」などの事態に追い込まれています。

コロナウイルスのもとでは、多くの自治体が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して学校給食の値上げの抑制や無償化を進めました。福岡県内でも11の市町村が学校給食費を無償にしていたのですが、お隣の中間市が今議会では無償化をやめたということで市民からは大きな怒りがあって、今、学校給食無償化の復活の署名活動とかもやられるそうです。先日の新聞では、鹿児島県の曾於市が小中学校の給食費完全無償化の予算を市議会に提案したことが報道されました。曾於市というのは一般会計予算が270億円ぐらいの、やっぱり大きなところですが、そこでも無償化をやるということで完全無償化を実現させました。東京都は学校給食費の負担軽減に取り組む市町村に、都が2分の1を支援する方針を明らかにしました。今後、無償化の自治体が増えると考えます。国がしないのなら自治体が先行して実施し、国や県を動かす。福岡県はやっていませんから、県を動かして給食の無償化を実施していくことが必要だと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

**○議長 内海 猛年君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 木本 拓也君**

報道等で多くの自治体で給食の無償化について動きが出ていることは承知をしております。ただし福岡県の中では、県として何をやるということの説明等はございませんので、関係自治体ともほかの自治体とも協議しつつ、県の教育委員会連絡協議会という組織等もごございますので、そういう機会をつかまえて、県のほうにも働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

続いて第3番目について伺います。

給食費半額補助を5年間と限定した理由に、これは競艇収益が上げられていました。競艇収益をみながらということで、確かに競艇収益によって今年度も7億円の繰入れや基金の繰入れとか、そういったことで芦屋町の財政が成り立っていることは十分承知しております。全額無償化を行っても約2,000万円程度の予算の0.5%です。こういった競艇収益が職員の努力で改善していく中で、子供に真っ先に予算を使うということは理屈ではなく、当然のことだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

ボートレース事業の収益が改善する中で、その収益を子供たちの教育や福祉に役立てることは、多くの人々から支持される考え方だと認識しています。しかし、今議員御指摘のとおり、令和6年度の一般会計予算では、歳入歳出合計95億6,300万円のうち、財政調整基金から約6億2,000万円、競艇収益まちづくり基金で約3億円をそれぞれ取り崩し、ボートレース事業から7億円を繰り入れなければ予算が編成できていないのが現実です。

学校教育費の負担軽減措置は、令和4年度から令和8年度までの期間限定となっていますが、これは町が独自に実施している様々な補助制度と同様、制度の検証及び見直しを行うために実施期間を定めているものです。このため、令和9年度以降の学校給食費の負担軽減措置の取扱いは、町の子育て支援策の内容や財源確保の見通しを検討した上で結論を出すこととしています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

政府が2020年に行った意識調査では、「育児を支援する施策として何が重要か。」という設問に対して、断トツ1位は「教育費の軽減」が70%に上っています。全国では先ほど言ったように500を超える自治体が無償化に踏み切り、義務教育は無償の流れは全国に広がっています。実施している自治体では、「給料が上がらない中、給食費の支払いがないことは本当に助かる。」との保護者の声があります。5年間としたのは見直しがあるということですが、昨年の6月議会で、私はこの問題を取り上げていました。それは町長が選挙公約で「給食費補助の見直し。」を掲

げていたので、私は当然「無償化の方向の施策を考えている。」と思って質問しましたが、町長は「補助をしないことを考える。」との答弁でした。私は本当にね、自分の耳を疑いました。立場の違いはあっても、「教室へのエアコン設置」、「18歳までの子供の医療費拡充」、「高校生までの通学費補助」、「給食費の半額補助」など、教育や子育て支援には前向きに捉えた立場で、どの自治体よりも早く実現していたのに、給食費補助をやめて社会進歩に逆行するようなことを考えている。私は本当にね、これは残念であり失望しました。

昭和26年当時でも「義務教育は無償」の中に授業料、教科書、学用品、給食費、交通費を位置づけたことは画期的なことです。日本の当時の経済力と比べると飛躍的に拡大している現代において、給食無償化は憲法の義務教育はこれを無償とするという規定を実現する、こういったことは、私は自治体としての責務だというふうに思っています。財源さえあればやれるものだと考えています。町の予算の0.25%でできるものです。今の芦屋町では、政策判断としてやるとすれば実現できる財源だと考えております。

日本の教育予算はOECD加盟中、最下位から対GDP比調査では33か国中32位であり、1位のノルウェーの半分です。当然、最終的には国の責任で全国的な無償化をすることが必要だと感じています。給食費の無償化の予算は約5,000億円、今後5年間で43兆円を超える軍事費を削れば、すぐにでも国による無償化が可能であるということを訴えて、私の質問を終わります。

**○議長 内海 猛年君**

川上議員の一般質問を終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。なお、再開は15時20分にいたします。

午後3時09分休憩

.....  
午後3時20分再開

**○議長 内海 猛年君**

再開します。

次に9番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

**○議員 9番 妹川 征男君**

9番、妹川です。大変お疲れのことと思いますが、最後までよろしく申し上げます。通告書に従って、一般質問を行います。

まず1件目、町長公約に関する老人憩の家について。

町内に設置されている3か所の老人憩の家は50年にわたり、入浴だけでなくコミュニケーションの場として利用者に愛され続けてきました。しかし、耐用年数をはるかに超え、いつ建て替

えが実現するのかと利用者たちは今も待ち望んでいます。町は昨年9月議会後の全員協議会で突然廃止案を明らかにしました。そして本年2月上旬に、町は老人憩の家の3か所において、利用者に廃止案の内容を説明し、理解を求めました。

そこで伺います。1、2、もう同時でお願いしたいんですが、1、説明会参加者の参加人数及び利用者の反応について。2、説明会後の総括としてどのように評価し分析されているか、お願いします。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

説明会参加者の参加人数及び利用者の反応はというところで、老人憩の家の利用者説明会を2月6日から8日までの3日間、各老人憩の家で実施いたしました。参加人数につきましては、寿楽会館が25人、鶴松荘が10人、山鹿荘が21人の合計56人でした。今現在、老人憩の家を利用されている方を対象とした説明会ですので、廃止になると不便をおかけすることは承知しております。そのような中で、5年後の廃止に対しまして理解を求める説明会として実施しました。反応としましては、「廃止しないでほしい。」との御意見が多くありました。

引き続き、要旨の2についてもということで、総括としてどのように評価し分析しているかというところで、頂いた御意見は「廃止を考え直してほしいとの要望」や「令和4年度に実施しましたアンケートについての意見」、「入浴施設が欲しいとの意見」がほとんどでございました。説明会では、5年後の廃止に向けて、過去から現在までの利用状況からみた利用者数の減少や将来の利用者推計、アンケート結果からは将来の利用意向が少ないこと、芦屋町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の削減目標、将来にわたる大きな財政負担などを説明いたしましたが、御理解いただけたものではなかったと感じております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

妹川議員。

**○議員 9番 妹川 征男君**

私は老人憩の家の利用者の1人として、3か所の説明会に参加しました。執行部や政策会議の参加職員の皆さん、それに議員の皆さんに説明会の雰囲気を知っていただくために、簡単にその様子を説明したいと思います。

まず、参加者は受付で名前と住所の記載を求められたことに、気分を害し抵抗された女性の方もおられました。お上に物申すことに慣れていない高齢者ですし、また質問時間も限られており、発言者はそんなに多くなかったと思います。しかし、発言者の意見に賛同する拍手が巻き起こる一幕もあり



ました。質問に対する課長からの明快な回答は少なく、「御意見をもち帰る。」という始末で、後ろのほうから「子供の使いか」、「何のための説明か、町民をなめている」、「俺たちの置かれている立場が全然分かっていないではないか」という不満の声が聞こえてきました。課長は批判の渦にさらされ、福祉政策に対する信頼感は地に落ちたのではないかと私は感じました。

参加者の意見を紹介すると、「風呂のない人や独居生活で、風呂洗いが大変であることを今の福祉課は分かっていない。数十年後は自分たちの苦しみを味わうことが分かる時が来るであろう。このアンケートは誰がつくったのか。」と怒りの声ともとれるような発言もありました。「ここに参加している方々は廃止ではなく、残してほしいと願っている。高齢者の楽しみをなぜ奪うのか。それが分からないのか。」との発言には大きな拍手が起きました。「この芦屋町に長く住み、芦屋町のために貢献してきた人ばかりではないか。これからの人生を老人憩の家を通して有意義に過ごしていこうとする我々に対して、理不尽な扱いをなぜするのか。」「なぜ18歳からのアンケートか？若い人は老人憩の家があることさえ知らない。そのことを町は分かっているはず。結局、廃止のためのアンケートではなかったか。」「年齢が70歳近くになり、仕事を辞めたが、最近老人憩の家があることを知った。どんなPRを今までしてきたのか。」「町長の公約についても指摘した上で、「廃止案は早急過ぎるのではないか。」「廃止された場合、風呂のない人には国民宿舎の風呂を格安で利用するようにすべきではないか。」「課長は廃止の理由として財政面を挙げているが、福祉課長なのだから福祉の視点で見解を述べるべきではなかったか。」「マスタープランの実施計画を時系列で並べてみると、老人憩の家の基本構想を策定した年度に方針が180度変わったように見える。アンケートは廃止ありき、そのシナリオづくりのために行ったとしか思えないがどうか。」という質問に対して課長は、「マスタープランの記載はよく把握していないので確認する。」との答弁でありましたが、何かしら認識のなさが明らかになったのではないかと思います。最後に課長は、「参加者の皆さんは廃止案に反対であることは分かっています。」との説明に、参加者からは啞然とした雰囲気と落胆の声が出ました。それは真面目に向き合おうとしない態度、不謹慎さに、もはや力を持たない高齢者に敬意を払わず、その不誠実さに落胆されたのではないかと思います。説明会では、廃止の理由の矛盾が露呈し、利用者に対する納得の場にはなっていない。私はそのように感じましたが、今、課長も説明されたように、「納得されたものではないと思いました。」ということでもいいですね。

（「反問権。」と呼ぶ声あり）

○議長 内海 猛年君

反問権を許可しますので、執行部は時間を止めてください。福祉課長どうぞ。

○福祉課長 智田 寛俊君

質問の意図がちょっとよくわかりません。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私は、今話したような形でね、廃止案を理解し、納得してもらうための説明会であったと思うんですけど、先ほども「納得されたようには思えない。」というか、私の今説明した中では、「利用者に対する納得の場になっていない。」と私は思われたけど、課長はどう思いましたかという質問です。

○議長 内海 猛年君

執行部よろしいですか。はい、そしたら時間を再開してください。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

説明の中でも申しましたとおり、反対というか、利用者に対する説明会ですので、利用されている方は将来的に不便を被るということはもう当然分かり切った中での説明ですので、私の説明すんなり聞き入れてもらえるとは思わない中での説明ではございました。しかし、9月議会で、全協でも妹川議員にも説明いたしましたし、説明会の資料等の中でも説明しました。役場として、いろいろ考えた結果、総合的には廃止と進めたいというところでの理解を今後も求めていきたいと思っております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

課長は最後に、「本日の意見を集約して、町の方針を決める。」との説明に対して、参加者から、「方針を決める前に事前に報告、フィードバックはしないのか。」と問いに対して、課長は、「持ち帰った中で利用者の声を集約し報告する。」と。また、「町の方針が変わったのか、変わらなかったのか。その理由も含めて提示する。」そして、「その時期は何月頃か。」ということに対して、「その時期は6月頃にする。」と約束されましたが、それでよろしいですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

「説明会の内容を報告しまして、そのあと町の中でも協議して報告する。」と言いましたが、6月というのはあくまで目安、確定という話もそこではしておりません。それを目がけて進めていきたいという話をしました。それより後になる可能性も十分あります。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

それでいいですね。

では、今から私の質問によって、廃止案には見過ごすことのできない疑問点が多々ありますので、それを明らかにして廃止案を撤回していただきたい。そして、再検討していただきたいという意味で質問をしていきます。

御手元に今、A4のプリントがありますが、これは説明会の時の、説明会がありました「老人憩の家について」、福祉課高齢者支援係のほうから参加者に配布されたものがあります。全部で11ページあるわけですけども、その中の4点だけ掲載しております。これは、右下に3と書いてある3ページですね。「利用状況の推移」、平成13年は7万3,098人利用者がいたけれども、令和4年は1万2,000人でぐっと減っていますが49人ですよ。利用1回当たりのコストが2,022円ですよ、ということを説明されました。その下のほうは、「現在の老朽化した3か所の老人憩の家について、あなたは、今後利用したいと思いませんか」ということに対して515人、1,500人中515人の回答者の中で、11.5%が「利用したいと思う」、「利用したいとは思わない」が87%という表示ですね。右側が芦屋町公共施設等総合管理計画の中のアンダーラインをしています、延床面積25%削減するんだ、という説明をされております。そして10ページのところは、将来にわたる財政負担8億円かかりますと、そういうようなことを説明をされた中のことで、非常にこれ疑問点に思いますものですから、今から質問していきます。

令和4年の利用者は1日49人として、1回当たりのコストは2,022円と表示されていますが、その減少の原因は何と思われますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

3施設合計の利用者が少なくもなっております。こちらは寿楽会館と鶴松荘において設備等の故障による休館をしていた時期があるのが大きな原因です。今、言われた1日当たりの利用者が少ない理由としましては、説明会の中でも説明しましたが、男女別の利用にしたことが原因であると考えております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

はいそうですね。そしてボイラー補修で休館、煙突補修、浴室タイル補修、それも様々な形で休館をせざるを得なかった理由があるでしょうけれども、一般の利用者の方は、そういう理由はよく理解されていると思うんですけども、なぜ不満なのかということ、今まで建て替えをするというような基本方針がありながら、計画がありながらね、建て替えを怠ってきたこと、その説明はせず廃止の理由づけにしている。今、言われたようなね、そういう姿勢に利用者から怒りの声が

噴き出ているんですよ。そういうところを認識して欲しかったですね。

2つ目に行きます。アンケート結果、施設の利用意向についての項目、この表を見ていただきたいですけど、515人中、はいそうです。「今後利用したいと思いますか」の問いに対して、回答者の18歳以上の515人中、利用したいと思う人の割合は11.5%の59人になっています。11.5%もおられるじゃありませんか。それを87.7%の人が利用しないとね。どうしてそちらのほうに向けるのかな。それで、18歳以上の人は1万1,134人と聞いています。換算すれば、利用したい人は延べ何人になりますか。——分からなかった？はい、いいですよ。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

18歳以上の人口は1万1,134人です。それに11.5%を掛けたら換算すれば何人になりますかという質問に対して、ちょっと前もって言っとったやないですか。早く教えてくださいよ。いやいや、はい、どうぞ、計算している？

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

数字についてはすいません、確認しただけで準備をしておりませんでしたので、今から計算しなくちゃいけないんですけども——。

○議長 内海 猛年君

大丈夫ですか。待ちますか。できますか。すぐ計算できますか。——福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

1,280人です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

事前に説明してたでしょ。（「申し訳ありません。」と呼ぶ声あり）1,280人いらっしゃるんですよ。その1,280人に、またこれも聞いてますよ。年間の開館日数300日ということを知っていますんで、年間利用者は延べ何人となりますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

1,280人が300日ということであれば、38万4,000人になります。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そのとおりですね。では、60歳以上の人口は5,010人です。換算すれば、利用したい人は延べ何人になりますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

5,010人掛ける11.5%ということですかね。576人です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

正解です。福祉課はね、利用者は100人程度と見積もっていますが、利用したいと思う人が576人もいらっしゃるわけで、新規利用者の獲得を図るべきではなかったかと言いたいですね。年間の開館日数300日を掛けると。17万2,000人になります。この場合、全ての人が毎日利用することはありませんから仮に、10万人と見積もって、平成13年の最高値の7万3,098人を超え、しかも利用者は何がしかの利用料を支払う意思が統計上出ております。それで、10万人に掛け100円で、1,000万円、200円で2,000万円の収入となります。これはあくまでも計算上です。

老人憩の家は老朽化し、駐車場も狭く、バリアフリーが整っていない、また修繕などでも休館に追い込まれる老人の憩いであっても、コミュニティーの場、健康維持の場、趣味を生かす場などの喜びを満喫するために利用したいという高齢者が576人もいらっしゃるんです。新築されれば、利用者は大幅に増加することは明白です。福祉課は、利用者数の減少を廃止の理由としていますけど、以上の点を考えて検証すべきだと考えます。

3点目行きます。

芦屋町公共施設等総合管理計画の延べ床25%削減の項目についてということで、この反比例の資料には25%ね、もう酸っぱく言われていますけども、この25%についてです。この点については昨年12月議会で質問しましたが、再度質問します。芦屋町公共施設等総合管理計画によれば、建物の延べ床総面積を25%削減、を目標としていますね。建物の延べ床総面積は、11万2,108平米。老人憩の家3か所の建物の延べ床面積は1,179平米とされており、老人憩の家延べ床総面積3か所合わせても、芦屋町の公共施設全体の僅か1%にすぎないことを指摘しました。

質問ですが、基本構想による建替え計画の3か所の計画、延べ床総面積の合計平米数は何平米です

か。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

基本構想上で言いますと、3か所建て替えた場合は835.11平米になります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そうですね。その建て替え合計835.11平米であれば、削減率は29.2%ですよ。25%以上じゃないですか。では芦屋側、山鹿側の2か所に建て替えた場合は、利用者の方は、「3か所は無理ならば、せめて芦屋側それから山鹿側、2か所にしてほしいな。」という要望が強いですが、それを2か所にした場合は、合計平米数、また削減率はどうなりますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

2か所建設した場合は531.36平米で、55%の削減と当時は算出しております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

もう一度言ってください。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

531.36平米で55%の削減。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そうですね、55.5%の削減率じゃありませんか。25%どころじゃないですよ。そういう55%以上の削減率を達成しているから、廃止案の理由に掲げるのは妥当性に欠け、廃止の理由づけにならないじゃないですか。このデータは基本構想で表示されたものであり、町は374万円投じた老人憩の家基本構想の内容を無視して、25%削減を議会人や利用者説明会に言い続ける

のか。非常に姑息なやり方ではありませんか。現行踏襲型3か所で削減率29.2%、2か所であれば55.5%であったことをなぜ説明してこなかったんですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

廃止の理由につきましては、芦屋町公共施設等総合管理計画の目標数値達成が主な要因ではありません。確かに削減目標は、利用者説明会でも理由の一つとして説明いたしました。なぜそれを理由の一つとしたかといいますと、アンケートの中で皆さんが答えた回答、「複合施設」というのが1番多かったので、もしするとすればそれが第1候補になるというところで試算したところでございます。ほかに、令和4年度の実施アンケートの結果で今後の利用意向が少なかったことと、将来の人口減少から見ても現在所有している公共施設で足りること、将来にわたる財政負担が大きいこと、こちらのほうも含めた中で判断して廃止とさせていただいたところです。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

全く答えになっていませんね。そんな回答はね。これは老人憩の家の問題でしょ。

はい、じゃ次行きます。

4番、将来にわたる財政負担の項目について行きます。

想定事業費の町内1か所の複合施設として8億円について表示していますね。これね。現行踏襲型の3か所の整備費用総額はお幾らですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

基本構想の中では3億300万円になっています。（「2か所の場合は」と呼ぶ声あり）

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

2か所の場合は1億9,000万円と算出されております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そもそもね、これは老人憩の家の資料ですし、老人憩の家の利用者の皆さん方の説明の中にお

いてですね——、現行踏襲型の3か所とか2か所の説明とか整備費用を表示すべきであるのに、町内1か所の複合施設、今、言われましたが、複合施設のことについてなぜ説明するんです？そしてしかも、財政負担の増加を説明されたが、おかしな話ではありませんか。どうですか。もうこれはもういいです。時間の関係で。それで本当におかしな話ですよ。これ利用者説明会ですよ。複合施設をね、造ってほしいとかいうのはこの会場の中で出てくるわけないでしょう。3か所ないしは2か所にしてほしいというような要望だったんですから、それから最後に聞きますが、これは別件です。

最後に聞きますが、令和4年のアンケートには、記述式の結果資料、「利用すると思う理由」として103件が記録されて、「利用しないと思う理由」に189件が記載されている資料があります。私、手元に持っていますが。このアンケートのですね、資料の結果については、議員の皆さんもそれから政策会議の皆さんもそうかも分かりませんが、利用しないと思う人の回答、記述式、それから、利用するという人がきめ細かに書かれているものをあなたは議員の皆さんに配付していませんよね。どうですか。そして、政策会議の皆さんにも配付していませんね。どうです？

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

細かい数字というか全て、意見が出ている一覧として配布はしておりません。しかし、こちらアンケート調査結果報告書、こちらは皆さんにお渡ししておりまして、これの最後のページにはピックアップした中で意見の多かったのを出しております。やはり会議とかいうのを進める場合は全て出てきたのを表示するより、分かりやすいようにまとめて出すことが多いですのでそのようにいたしております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

町民が、180件とする103件の記録されている資料は、これ、利用者にして、そうでもない方々の情報なんです。個人情報ですね、これは個人情報の名前はありませんから、そういうような的確な情報、町民の声、利用したくないとか、利用したいという人の声は当然私たち議員は、また政策会議の皆さんは当然把握しておく必要があるんです。そして公正なる判断を行うわけですから、ぜひですね、早急にですね、皆さん方に配付してください。どうですか。お願いします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君



今、話しました調査結果報告書の裏面にピックアップして上がってきているのがありますので、これで足りているのではないかなと思っております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

議長、配付するように要請してください。このね、これですね立派な内容としてはね、様々な意見があるんですよ。皆さん方が書かれたものを配付せずして、ただ、まとめたものだけ配付して何も分かりません、全体が。配付するようにしてください。お願いします。

○議長 内海 猛年君

今、私に配付してくださいと、私のほうに配付したらどうですかという御質問ありましたけども、私は内容まだ把握しておりませんので、私から配付するような命令はできません。ただ議員の皆さんでそれが参考として必要であれば、議員各自で担当課のほうに申し出て受理していただきたいと思っております。

以上です。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そういうね、そういう皆さん方のいろいろな思いとか願いとかそういうものをね、配付することは当然じゃありませんか。そういう個人的な意見をやっぱり隠蔽してはいけませんよ。隠蔽するつもりはないでしょうけれど、当然、「配付します。」と回答を頂きたかったですね。これはこのことによって我々の判断が決まっていくわけですよ。

じゃあ、次に行きます。

町長のマニフェストについてということですが、2月に行われた説明会では、町長、福祉課に対する不信感が募ったと思われれます。今後の福祉行政に対する信頼関係が失われたのではないかと私は危惧します。また令和4年のアンケートは、バイアスのかかった廃止に向けての誘導したものであると利用者は見透かしています。町長をはじめ、政策会議の担当の職員さんもこのことを真摯に受け止めて、もう一度検証してほしいものです。利用者説明会での声のように、「自宅の風呂に入浴するのは怖い。」という独居者の声とか「風呂洗いに骨が折れる。」というお年寄りの声に寄り添うことが福祉行政の基本ではないかと思えます。地域におけるコミュニティーが希薄化する中、高齢者の楽しみの一つが老人憩の家です。波多野町長は前々回の町長選において建て替えを行うというマニフェスト公約を掲げて当選されました。町長のマニフェストは単なる政治理念ではなく、財政的裏づけ、数値目標、実施期限なども記したものです。それらをほごにすることは、町民と議会に対する背信行為、民主主義の根幹を脅かすものです。法的責任がなくても、政治的・道義的責任が問われるのではないのでしょうか。真摯に町民に向き合い、町民と利用者の

信頼回復のためにも廃止案を撤回し、基本方針に従ってスピーディーに取り組んでほしいと、再度お願いしたいと思います。どうぞ。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

今、妹川議員が私のマニフェストに「建て替え」という、そこで切られましたけど、「建て替え」というこのマニフェストの中に出していません。マニフェスト見られたでしょ？マニフェスト見られてこれはなんていうか、何か言われていましたよね。これね、今、持たれてないですか。どこやったかな。（「それはいつのですか。去年のじゃないんです。これ、去年じゃないのね。」と呼ぶ声あり）3ページにね、「老人憩の家、建て替えの検討」。「建て替える。」とは言ってない。「検討」分かりました？間違いない。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

それはいつのマニフェストでしょうね。令和元年の選挙、そして令和2年度にはそういうふう  
に施政方針の中でマニフェストにもそうやって書いているので、建て替える計画を進めていく、  
そして翌年には、4つのパターンがあるわけですけど、それに向けて1つに絞って検討し  
ていきますと言われてます。でも今おっしゃったように、今のそういうことであれば、やっぱ  
りね、私から言わせれば二枚舌じゃないかなと思いますよ。はい。はいじゃ次に行きます。いや、  
いやいいです、いいです。要りません。

○議長 内海 猛年君

ちょっと、ちょっと待ってください。（「要りません。」と呼ぶ声あり）町長、町長、許可して  
いませんので。（「4月、発行したの。」と呼ぶ声あり）（「要りません。はい。では次に行きます。」  
と呼ぶ声あり）

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

次、行きます。すいません。あれ、何でない。ちょっとすいません。  
何でだろう。すいません。どうしてだろう。

○議長 内海 猛年君

どうぞゆっくりでいいです。（複数の笑い声）

○議員 9番 妹川 征男君

ちょっと待ってください。困ったね——。すみません。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあいきます。ありました。すみません。

農業用水路無断埋立てについてお伺いしますが、町有財産である農業用水路が無断で埋められていたことが令和3年4月に発覚しました。平成19年頃に埋められたものであり、埋立て某業者は隣接地権者の同意を得たとして、町に申請もせず無許可で埋立てたことを認めています。町は、この間の経緯を知らなかったとしていますが、町有財産の管理責任が問われます。昨年9月議会の私の一般質問の際に、町長は「H氏の土地とかわざわざ思わせぶりな書き方せんでいいやないか。」と無断で埋められた用水路に隣接する、その土地の所有者は波多野町長であることを自ら表明されました。また、「民と民の話だ。」と答弁。現在、町は某業者に原状復旧を求め続けています。しかし、2年が経過しても、いまだ原状復旧工事は行われず、町有財産は侵害されたままです。無断埋立て事件は、実態の解明なくして真の解決はないのではないのでしょうか。そこで、町有財産の管理責任者である町長の見解、また、副町長も「民・民」とも答弁されておりますので、副町長にもお伺いしたいと思います。

そこで、この町長と副町長のこの答弁は、町有財産の管理の根幹に関わることであるので伺うわけですけど、町有地は「官」ですね。無断で埋めた事業者「民」です。だから、官と民の問題であるはずなのに、なぜ町長と副町長は民・民と言われるのか。その根拠についてお伺いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 中西 新吾君

用悪水路の件につきましては、令和3年4月にマンホール状の取水桝、埋土の状況などを確認しております。3年6月には当時の施行事業者と現地確認を行い、取水桝は依頼を受け設置。併せて暗渠排水、土留め埋土についての施工説明を受け、内容を把握いたしました。用悪水路について、妹川議員の一般質問は、令和3年9月、令和5年9月、12月にも執行部の答弁をいたしておりますが、改めまして答弁をいたします。「民と民の問題」とした根拠ということでございますが、まず、町が発注した工事ではないということです。当時の施行事業者からは、「マンホール状の取水桝及び暗渠排水設備、その設置に伴う埋土や土留めブロック等の整備工事については、町への申請は行っておらず、隣接地権者の同意を得て行ったもの」と、令和3年6月に現地で当時の施工業者より隣接地権者、職員も同席の中で話を伺っております。このため、工事に関して

町の関与はなく、民と民の問題だと認識しております。

また、令和3年4月に町有地の状態を確認しましたので、許可なく町有地で施工を行った原因者の責任において、町有地の原状復旧を求めています。この復旧を施工業者に求める点については、官と民の問題だと捉えております。現在は原状復旧を行うよう施工業者に要請、施工業者も合意し、復旧工事を行う意思を示しております。この手続等も完了しており、工事を施工できる状態となっております。しかしながら、復旧工事を行うためには施工業者と隣接地権者との工事に関する協議、調整等が施工条件で必須であり、協議がまとまらなければ着工できません。その調整等が完了していない状況です。

そもそも隣接地権者の方が、ブロック塀の補修をされたいということから、原状復旧を求められてきましたが、当時の施工業者からは、「一方的に原状復旧工事を行った場合、隣接地権者の方のブロック塀が倒れる可能性が高いため、隣接地権者の方の同意のもと、隣接地権者の依頼する事業者等と施工内容や方法などを決め、原状復旧工事を進めなければならない。」と伺っております。施工業者と隣接地権者との協議調整等は、民と民の問題であり、町が介入することはできません。このため、令和3年12月6日に担当課長より、隣接地権者の方と妹川議員、そのほかの方に原状復旧工事を進めるため、施工業者と隣接地権者で工事に関する話し合いを行っていただくよう説明しております。

なお、今後の対応等につきましては、現在、住民監査請求による審査が行われておりますので、その結果を踏まえ、検討したいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

いわゆる埋立てた業者とそれから町は、官と民と捉えなければならないと思うのですが——、町民同士の合意、いわゆる埋立てた業者とそれから要請した人がどなたか分かりませんが、そういう町有地埋立てなるものは、口頭であれ、契約であれ、そういうのは成立するものですか。町有地ですよ。「町有地を埋立ててください。」って「埋めましょう。」、そういう2人の民と民の合意に基づいて埋立てていいんですか？町有地を。はいどうぞ。

○議長 内海 猛年君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

もう一度、かいつまんでお話をいたします。用悪水路の原状復旧の施工にあたり、施工条件の要請を行い、これは町がですね。この要請に従うことに施工業者から承諾があったため、当該施

工条件で施工することに合意をいたしました。施工条件は合意に基づくものであり、根拠法等は不要であると判断しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

民と民との合意に基づいて町有地を埋立てるということは、埋立てることが、反社会的な内容であり、これは公序良俗に反する。（「議長。」と呼ぶものあり）

○議長 内海 猛年君

妹川議員どうぞ。

○議員 9番 妹川 征男君

それでね、民法にはね、民法第90条には公序良俗違反で無効であると。もともと民と民が——、口頭であれ契約により、そうやって埋め立てること自体が違法であるということなんですよ。それをあなたたちは、民と民の問題と言われているけど、今、産業観光課長は官と民の問題として捉えて、今やってるわけでしょ。今話がありましたけどね。だからそのように、真の解決を求めるためにはどういう状況であったかということをやっぱり私ははっきりとすべきだと思っているんですね。

次行きます。質問いきますが、町長は、隣接地権者の1人であることが表明されました。そして、埋立てについては、「当事者の方々が了解した。」と副町長は言われていますね。「当事者の方々が了解して埋めたんや。」と。では、当事者の方々というのは3人おられますよ。ね。Sさん、それからNさんそして波多野町長さんでしょう？Sさんと、それとNさんと町長。（不規則発言あり）

○議長 内海 猛年君

町長、許可なく発言しないように。（複数の笑い声）

○議員 9番 妹川 征男君

隣接地権者でしょ？隣接地権者でしょ？隣接地権者であるといわっしゃったでしょ？いやいや——。

○議長 内海 猛年君

いや、町長、いいです。

○議員 9番 妹川 征男君

いや、今年の9月議会でね、言われたじゃありませんか？ね？「H氏の土地とは、わざわざ思わせぶりの書き方せんでいいやないですか。」そしてその土地の所有者は波多野町長である「自分

だ。」とおっしゃったじゃありませんか。そして「民民の問題や。」と、ね。(不規則発言あり)はい、いや、いいです。それでね、町長は隣接地権者の1人であるということを表明されたが、ね？当事者の中に町長は含まれているという認識でよろしいですか？

○議長 内海 猛年君

いや、答弁を求めますか。

○議員 9番 妹川 征男君

はい。いや、逆に質問されたらまた止めてくださいよ。

○議長 内海 猛年君

はい。副町長。

○議員 9番 妹川 征男君

いやいや、町長に聞いている。

○議長 内海 猛年君

いや、先に副町長。

○議員 9番 妹川 征男君

いや、町長に聞いている。

○副町長 中西 新吾君

いや、先に、「いや、もう時間がない」と呼ぶ者あり)合意のことを誤解されていらっしゃる。合意は民と民の合意、これは当事者同士の話、私が先ほど申したのは、町と業者の関連で合意をして施工依頼をしているということですから、その辺は誤解のないようにしてください。

以上です。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

大体、最初からあれが入り方がもうむちゃくちゃなとんよ。あれはあの名前言っていいかどうか、Nさんでしょ。の家があって、そこを下がって水がどんどん入ってくるんですね家の中に。それが「どうにかならんか。」というところから、結局、皆が善意でいろんなことをしてあげてたんですよ。そこに、その辺のあたりで妹川さんが入ってきたでしょ。いろいろ、いろいろ、後であのへんで、もうぐちゃぐちゃになったでしょ。あれは結局地元の人同士のことで、結局「あー、いいよ、いいよ。」っちゅうてから、なつてた話が変に方向さへいったわけですよ。いまだに、まだそんな話があるなんちゅうとは、不思議でならん。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

実態の解明なくしてね、真実なる解決というか、そういうことをするためにはね、その辺のところのいきさつを十分に把握しておかないとなかなか進まないんですよ。それで、ある建設会社ですね、元議長の辻本議員にね、「妹川議員一般質問に関する申入れ書」というのがありますが、ここには名前書いてありますけど「N氏がこの案に承諾されたので、関連地権者の同意（口頭）を得て埋め戻しを行いました。」ね、「関連地権者の同意（口頭）を得て埋め戻しを行いました。」と関連地権者とは3人、Nさん、Sさん、それと波多野町長さんですけど、「埋め戻し」いわゆる「埋めることについて同意を得た」と、こうなっていますが、町長は同意されたんですか。

○議長 内海 猛年君

妹川議員、今の質問は、令和3年以前の話です。それ状況については皆さん多分、分からないと思います。その点を質問されても、要するに執行部は答えることはできないと思いますので、質問を変えてください。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

確かにそうかもしれませんが、1番よく御存じなのは、町長さんが同意したかどうかというのが1番よく分かっておられますけど、もうこれ以上言いません。そして——、これもね、埋立ての状況ですけれど、質問はできませんね。

じゃあ、2番に行きますが、埋立ては不法投棄ではない、罰則はないとの根拠についてですが、実態を解明しないと真の解決はないという観点から浮田課長に伺います。

「不法投棄っていうのは法令に違反する処分方法でごみを捨てるということのような規定がありますが、今回の件はごみとして捨てたということではなく、工事をやるために土を入れたということ、というようなことになっています。罰則等については特に確認しておりません。埋め立てられた土砂の調査はしない。」と答弁していますが、大体、誰が誰のために、何のために埋立て工事を行ったのか。また、土砂はどの地番から搬入したのか、課長は関係者から聞き取り調査を行っているはずですが、その調査結果がどのようになっているか。お願いします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

まず、そのときのことということで、私たちが分かっていることは、既にお話を今までしてきたことです。それ以外のことについては把握ができてないということです。そして、「埋立ては不法投棄ではないの根拠」ということで今、妹川議員が前回私が答弁した対応をおっしゃいましたが、同じことになります。不法投棄ではないの根拠ということですけども、令和5年12月議会、あと9月議会、そちらのほうでもお答えしましたが、「不法投棄とは、法令に違反する処分方

法等でごみを捨てることをいう。」と考えられますので、工事施工のために土を入れたことが、不法投棄に該当するとは考えてないと。次に「罰則はない」というようなお話も今、されましたが、今の話でいけば、不法投棄の罰則のことを聞かれたのかなと思いますけど、以前の答弁からいけば、「そうは考えていないですよ。」という、一応お答えをしたと思います。あと「罰則がない」と、前回の議会で申し上げたのは、「芦屋町有財産取扱規則、こちらには罰則はございません。」というお話をしたものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、言われたように町有財産取扱規則それを持ち出したことがね、ボタンのかけ違いじゃありませんか。無断埋立てをしてもね、罰則がない。不法行為でありながら不法投棄ではない。そして調査をしないなどね。町有財産の無断埋立て事件を闇に放り込むようなことをやることはね、大変おかしな話ですよ。うやむやにして、つじつまのない話をしながらね、そういう話で町有財産の管理を怠ることは、町の行政として不適切じゃないでしょうかね。

ごみのポイ捨ては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、5年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金とある。トラック何十台分の土砂を用水路に埋めても法律違反ではないというのか？どうでしょう町長。はい、ならいいですよ。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどから申していますが、違反ではないと、私たちはそれをジャッジするものではない。私は今、「そう考えていない。」というお答えをしたまででございませぬ。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

では最後にね。芦屋町河川管理条例について。

農業用水路は適用しないとした根拠は何ですかということなんですが、小田課長答えられると思いますが、芦屋町河川管理条例は昭和44年に制定され、これまで4度改正されています。最新版は平成25年ですが、この間において、農業用水路は河川管理条例の河川に該当するとなっているではありませんか。いかがですか。

○議長 内海 猛年君



都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

農業用水路が該当するののかというところですが、むしろ12月、答弁させていただいたとおり、私が把握している限りでは農業用水路等、特に農家の方が水利の利用の際に、河川管理条例に照らしていくと、わざわざそのたび、そのたびに水を取水するたびに手続きをしないといけない。そのようなことが既に水利権を得ている農業者の方にお手間を取らせることになるのでということで、条例制定時にはその辺に配慮なされて、除外するような方向で議論がされておったと思います。44年当時に、継続審議にまでなって、議会をまたいで審議され、委員会それから本会議で議論されて、最終的にはそのような方向で皆さんが納得されて、議員数は今よりも多かったと思いますが、満場一致で、そのような解釈のもとに条例が制定されております。25年の最終的な改定、これは確か、消費税率が今後変動するようなことがあった場合に1.1からまたさらに変わるようなことがあった場合に、占用料の徴収とかをする場合に、そのときの消費税率の適用を受けて価格が決まるような、1.1とか数字で定めるんじゃなくて、消費税率の変動に伴う価格設定にするための改定であったと認識しております。その前の改定は19年ぐらいだったと思いますが、内容までは把握しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私も昭和44年の議事録、それから議案書を読ませてもらいました。確かにそういうような農業用水路に関するような文言はなかったような気がしますけれど、その後4回改正されていますから、用水路が該当するようなものがあると私は思っています。なぜなら、今、私も幾つかの町村自治体に河川管理条例についていろいろ聞いて回りました。そうしますと、ほとんど内容が、文面が同じですね。そうすると、「農業用水路は該当しますよ。」と。「何でそんな話を聞くのですか。」「いや実はこういうようなことだから。」「いやそれはあり得ないでしょう。」と。「農業用水路は、これは河川管理条例に該当しますよ。」というのもあります。そして、遠賀町は法定外公共物の条例がありますが、その前に河川管理条例があった。そのことについても確認したところ、「別に法定外公共物条例をつくったから、これを河川管理条例に加えたものでありません。」と、「もう以前からの河川管理条例の中には、農業用水路は該当します。」と言われております。ぜひ、その辺について再度、調査をされてみられたらどうかと――。やはり、ほとんど同じような内容でありながら各自治体によってね、「これは該当しない。」「これは該当する。」というようなことではないと思うんです。やはり芦屋町としては河川管理条例を適用して、そして罰則の問題、

そういうもの、それから命令、そういうことをすべきではなかったかなど。それを芦屋町有財産取扱規則というものを適用したということがまずボタンのかけ違いではなかったかと考えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 21 分散会

---